

別添 2

腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領

1 目的

腰部に著しい負担のかかる作業に従事する者及びこれらの労働者を直接管理監督する者に対する腰痛予防のための労働衛生教育の講師になろうとする者に対し、腰痛予防のための労働衛生管理に関する専門的な知識を体系的に付与することにより効果的な労働衛生教育の実施に資することを目的とする。

2 実施機関

実施機関は、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会とする。

3 講習カリキュラム

講習カリキュラムは、製造業等屋内労働型産業用のAと、建設業、運輸業等屋外労働型産業用のBの2種類とし、それぞれ、別表A及びBの「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習カリキュラム」とする。表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、中欄に掲げる範囲について右欄に掲げる時間以上行うものとする。

4 講師

本講習の講師は、腰痛予防のための労働衛生管理について十分な知識及び経験を有する者とする。

5 定員

定員は、1回60名以内とする。

6 修了の証明等

本講習を実施した機関は、修了者に対し、その修了を証する書面を交付する等の方法により所定の講習を修了したことを証明するとともに、講習修了者名簿を作成し、保管するものとする。

別表 A

腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム
(屋内労働型産業用)

科 目	範 囲	時 間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え、労働衛生教育のあり方	30 分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方 関係法令	1 時間 30 分
職場における腰痛の発生状況と対策事例	腰痛の発生状況、腰痛発生事例、腰痛予防対策事例	1 時間 30 分
腰痛概論	腰痛に関する知識、腰部の構造・機能	2 時間
作業管理	作業方法、補装具の使用	2 時間
作業環境管理	作業環境管理	2 時間
健康管理	健康診断及び事後措置、健康相談	2 時間
体操の理論と実技	作業前体操、腰痛予防体操	3 時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育実技	3 時間

(計 17 時間 30 分)

別表 B

腰痛予防のための労働衛生教育指導員講習カリキュラム
(屋外労働型産業用)

科 目	範 囲	時 間
インストラクターの役割と心構え	インストラクターの役割と心構え、労働衛生教育のあり方	30 分
労働衛生管理の概論	労働衛生の目的、労働衛生管理の進め方 関係法令	1 時間 30 分
職場における腰痛の発生状況と対策事例	腰痛の発生状況、腰痛発生事例、腰痛予防対策事例	1 時間 30 分
腰痛概論	腰痛に関する知識、腰部の構造・機能	2 時間
作業管理	作業方法、補装具の使用	3 時間
作業環境管理	作業環境管理	1 時間
健康管理	健康診断及び事後措置、健康相談	2 時間
体操の理論と実技	作業前体操、腰痛予防体操	3 時間
労働衛生教育の方法	教育技法、指導案の作成、教育実技	3 時間

(計 17 時間 30 分)

別紙

基発第 136 号の 2
平成 7 年 3 月 22 日

別記の関係団体の長 殿

労働省労働基準局長

職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について

労働基準行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、職場における腰痛予防対策につきましては、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、その周知に努めているところです。

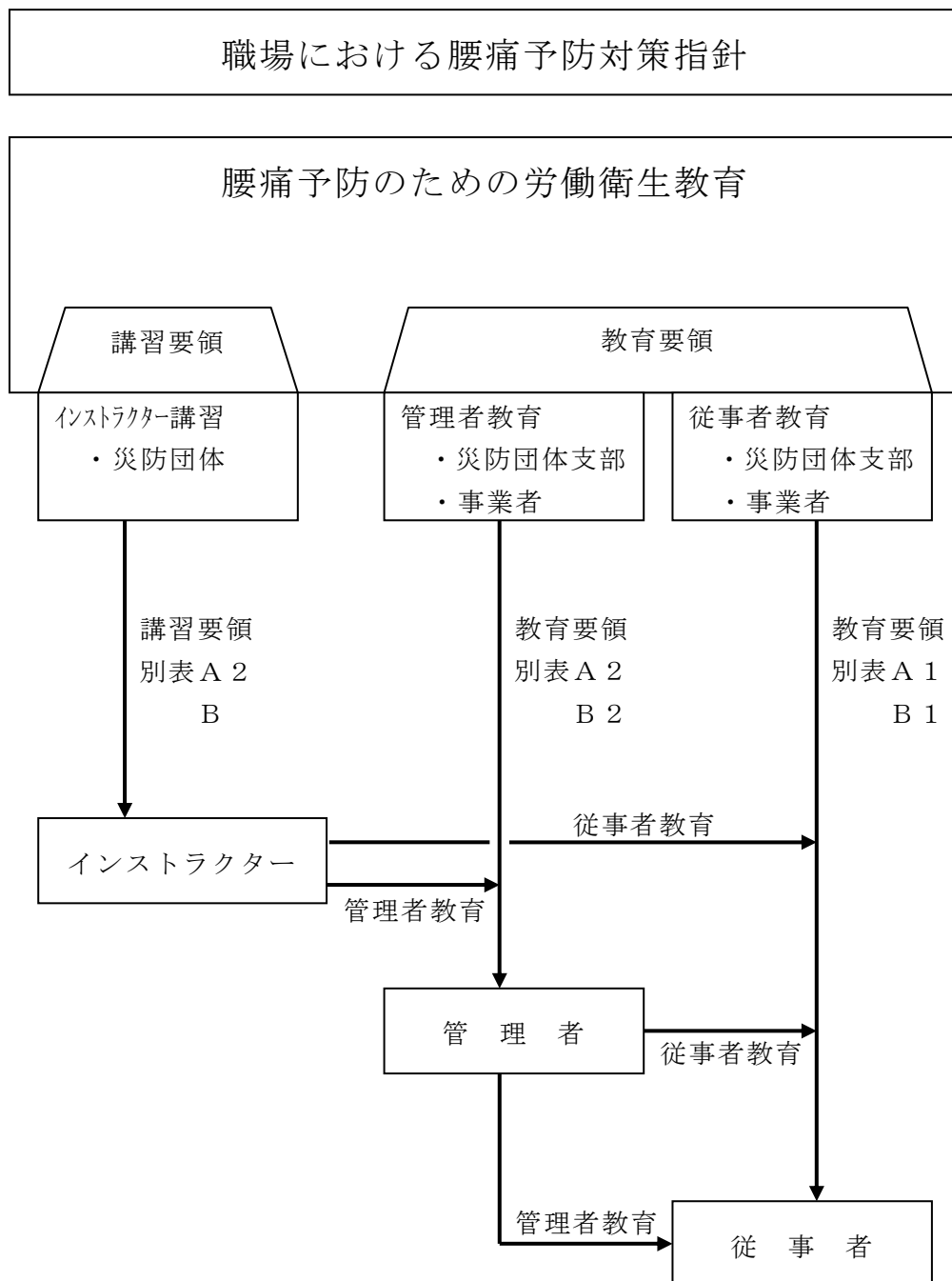
その一環として、このたび、別添 1 のとおり「腰痛予防のための労働衛生教育実施要領」（以下「教育要領」という。）を、また、別添 2 のとおり「腰痛予防のための労働衛生教育指導員（インストラクター）講習実施要領」（以下「講習要領」という。）を定め、職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育を推進することとしました。つきましては、貴団体におかれましても、その趣旨を御理解いただき、本教育の推進に御配慮くださるようお願い申し上げます。

別記

社団法人全国労働基準関係団体連合会
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

(参考)

腰痛予防のための労働衛生教育の概念図 (図)



3 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針

厚生労働省告示第 289 号

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 89 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針を次のように定めたので、同条第 4 項の規定により告示する。なお、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（平成 5 年厚生省告示第 116 号）は廃止する。

平成 19 年 8 月 28 日

厚生労働大臣 柳沢伯夫

社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針

近年、我が国においては、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等により、国民の福祉・介護サービスへのニーズ（以下「福祉・介護ニーズ」という。）がさらに増大するとともに、認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化等を背景として、質的にもより多様化、高度化している状況にある。

福祉・介護サービスを供給する各種の制度（以下「福祉・介護制度」という。）は、この間様々な見直しが行われ、着実に充実してきている。しかしながら、福祉・介護制度が国民の福祉・介護ニーズに応えるよう十分機能していくためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が前提となる。

他方、少子高齢化の進行等の下で、15 歳から 64 歳までの者（以下「生産年齢人口」という。）の減少に伴い、労働力人口も減少が見込まれる一方、近年の景気回復に伴い、他の分野における採用意欲も増大している。また、福祉・介護サービス分野においては、高い離職率と相まって、常態的に求人募集が行われ、一部の地域や事業所では人手不足が生じているとの指摘もある。このような状況を考慮すると、福祉・介護サービス分野は最も人材の確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕事がこうした少子高齢社会を支える働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活に関わる喫緊の課題である。

平成 27 年には、いわゆる団塊の世代の全員が高齢者（65 歳以上の者をいう。以下同じ）となり、これらの者が後期高齢者（75 歳以上の者をいう。以下同じ。）となる平成 37 年には、全人口に占める高齢者人口の割合が 3 割を超えると見込まれることを見据え、社会福祉法人に限らず、営利法人や特定非営利活動法人等を含めた経営者（福祉・介護サービスに係る事業を経営する者をいい、この指針中、処遇の改善に係る部分を除き、福祉・介護サービスに係る事業を経営する場合の国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）、福祉・介護サービスの増進に寄与する取組を行う法人又は団体（以下「関係団体等」という。）並びに国及び地方公共団体が、十分な連携の下、この指針に基づき、それぞれ必要な措置を講

じ、福祉・介護サービス分野において質の高い人材の確保に努めることが重要である。

この指針は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 89 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 条に規定する社会福祉事業における人材確保を図るために定めるものである。一方、介護保険制度における居宅介護支援や訪問リハビリテーション、特定施設入居者生活介護等社会福祉事業には該当しないが社会福祉事業と密接に関連するサービスが拡大している。これらのサービスは社会福祉事業と不可分に運営される場合もあり、同様に国民の福祉・介護ニーズに対応していることから、社会福祉事業とこれらのサービスを合わせ、一体的な人材の確保に努めることが必要となってきた。このため、社会福祉事業には該当しないが社会福祉事業と密接に関連するサービスについても、この指針が人材確保のための取組の参考となるものとの認識の下、この指針では、これらのサービスを合わせて、「福祉・介護サービス」と総称し、人材確保のための取組を共通の枠組みで整理することとする。

第 1 就業の動向

1 労働市場全体における就業の現況と今後の見通し

国立社会保障人口問題研究所による「日本の将来推計人口」（以下「将来推計人口」という。）（平成 18 年 12 月推計）の中位推計（以下「平成 18 年 12 月推計」という。）によれば、少子化の進行等により、生産年齢人口は平成 17 年の約 8,442 万人から、いわゆる団塊の世代の全員が 65 歳以上となる平成 27 年には約 7,681 万人にまで減少するものと見込まれており、これに伴い、労働力人口も減少することが見込まれている。

2 福祉・介護サービスにおける就業の現況

現に福祉・介護サービスに従事する者（以下「従事者」という。）は、平成 17 年現在で約 328 万人であるが、介護保険制度の創設や障害者福祉制度の見直し等による福祉・介護サービスの質の充実、量の拡大に伴い、その数は急速に増加しており、平成 5 年と比べて約 4.6 倍となっている。とりわけ高齢者に関連するサービスに従事する者の伸びは著しく、平成 5 年の約 17 万人と比べて、平成 17 年には約 197 万人と、約 12 倍に達しており、従事者の多数を占めている。

さらに、従事者の特徴として、

- ① 女性の占める割合が高く、介護保険サービスにおいては、平成 16 年の実績で約 8 割を占めていること
- ② 非常勤職員の占める割合が近年増加してきており、介護保険サービスにおいては、平成 17 年の実績で約 4 割、このうち、訪問介護サービスについては非常勤職員が約 8 割を占めていること
- ③ 入職率および離職率が高く、平成 16 年における介護保険サービスに従事する介護職員の数に対するその後 1 年間の採用者数の割合は約 28%、離職者数の割合は約 20% であること
- ④ 給与の水準は、業務内容や勤続年数等を勘案して、経営者と従事者との間の契約で決められるものであり、その高低について一律に比較を行うことは困難であるが、例えば平成 17 年においては、従事者の給与の平均を他の産業分野を含む全労働者の給

与の平均と単純に比較すると、低い水準にあること
等が挙げられる。

このように、従事者が着実に増加しているにもかかわらず、離職率が高く、労働移動が激しい状況にあることから、常態的に求人募集が行われることもあり、介護関連職種の平成 18 年度における有効求人倍率は、パートタイムを除く常用で 1.22 倍、常用的パートタイムで 3.08 倍と、全職種（パートタイムを除く常用で 0.92 倍、常用的パートタイムで 1.35 倍）と比較して高い水準にあり、特にパートタイムにおける労働需要は大きなものとなっている。

介護の専門職である介護福祉士についてみると、介護保険サービスに従事する介護職員のうち、その占める割合が介護保険施設においては約 4 割、居宅サービスにおいては約 2 割に達している中、介護の現場では介護職員の量的確保にとどまらず、専門性の高い人材が求められている。一方で、平成 17 年までに介護福祉士の国家資格を取得している者約 47 万人のうち、実際に福祉・介護サービスに従事しているものは約 27 万人に留まっており、いわゆる「潜在的介護福祉士」が多数存在している。

また、相談援助の専門職である社会福祉士についてみると、従来の福祉・介護サービス分野における相談援助にとどまらず、保健医療、司法、教育など多様な分野との連携のほか、地域包括支援センターの職員の任用資格として位置けられるなど、地域における福祉・介護サービス資源の開発又は活用についての幅広い活動が期待されている。その一方で、社会福祉士の社会的な認知度が必ずしも高くないこともあり、その任用が進んでいないなど、社会福祉士の有する専門性が有効に活用されているとはいえない状況にある。

さらに、保育士については、保育所の入所児童に対する保育業務以外にも、地域住民の子育てに関する相談業務を始めとする地域の子育て支援など、その活躍の領域が拡大しており、多様化する業務内容に対応できる資質の高い保育士の確保が求められている。

3 福祉・介護サービスにおける今後の就業の見通し

今後の後期高齢者人口は、将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）の中位推計によれば、平成 16 年の約 1,110 万人から平成 26 年には約 1,530 万人（平成 18 年 12 月推計によれば、約 1,600 万人）に達すると見込まれるとともに、介護保険制度における要介護認定者及び要支援認定者は、平成 16 年の約 410 万人から平成 26 年には約 600 万人から約 640 万人に達すると見込まれ、今後、高齢者に対する介護保険サービスの需要がますます拡大していくこととなる。

また、障害福祉サービスを利用する障害者についても、平成 17 年の約 40 万人から平成 23 年には約 60 万人に達すると見込まれ、高齢者と同様、障害者に対する障害福祉サービスの需要もますます拡大していくこととなる。

さらに、保育分野については、女性の就業継続の希望を実現する観点から、特に 3 歳未満の児童の保育サービスの拡充が求められており、「子ども・子育て応援プラン」（平成 16 年少子化社会対策会議決定）において、保育所の受入れ児童数を平成 21 年度までに約 215 万人に拡大することとされるなど、保育サービスの需要も今後さらに拡大していくことが見込まれる。

このように、今後、これら以外の分野も含め、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化等に対応して、多様な福祉・介護サービスの需要の拡大が見込まれている。

こうした状況の中で、例えば将来必要となる介護保険サービスに従事する介護職員については、平成 16 年の約 100 万人から、平成 26 年には、

① 仮に後期高齢者人口の伸びに比例して職員数が増加することとした場合、約 140 万人に、

② 仮に要介護認定者数の伸びに比例して職員数が増加することとした場合、約 150 万人から約 160 万人に、

増加するものと見込まれ、少なくとも今後 10 年間に、約 40 万人から約 60 万人の介護職員の確保が必要となる。また、この介護職員数を労働力人口に占める割合として示せば、平成 16 年の約 1.5%から、平成 26 年には、約 2.1%から約 2.4%にまで増加するものと見込まれる。これに加えて、福祉・介護サービス分野においては、従事者に占める離職者の割合が全労働者に占める離職者の割合と比較して高いことや平成 27 年までに福祉・介護サービス分野においても団塊の世代が退職していくことから、これらの離職者を補充する人材等の確保が相当数必要となる。

第 2 人材確保の基本的考え方

第 1 で述べた状況を踏まえれば、今後ますます拡大していく国民の福祉・介護ニーズに対応していくためには、福祉・介護サービス分野において、他の分野と比較しても特に、人材を安定的に確保していくことが求められている。福祉・介護サービス分野において、将来にわたって安定的に人材を確保していくためには、例えば、主に若年期に入職して正規雇用で就労する者、ライフスタイルに対応した多様な雇用形態で就労を希望する者など、様々な就労形態の従事者がいることを念頭に置きつつ、人材を確保していくために必要な対策を重層的に講じていくことが必要である。このため、就職期の若年層を中心とした国民各層から選択される職業となるよう、他の分野とも比較して適切な給与水準が確保されるなど、労働環境を整備する必要がある。また、従事者のキャリアアップの仕組みを構築するとともに、国家資格等を取得するなど、高い専門性を有する従事者については、その社会的な評価に見合う処遇が確保され、従事者の努力が報われる仕組みを構築する必要がある。

さらに、今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であることを積極的に周知・広報することを通じて、福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業として社会的に認知されていくことが重要である。

こうした取組と併せて、介護福祉士や社会福祉士、ホームヘルパー等の資格を有しながら実際に福祉・介護サービス分野に就業していない者（以下「潜在的有資格者」という。）が多数存在すること等を踏まえ、こうした潜在的有資格者等の掘り起こし等を通じて、これらの者の活用を促進するとともに、多様な人材を確保する観点から、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者や高齢者等の参入・参画の促進を図ることも重要である。

こうした観点に立って、福祉・介護サービス分野における人材の確保のための視点を整

理すれば、

- ① 就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るため「労働環境の整備の推進」を図ること
- ② 今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上が図られるよう、「キャリアアップの仕組みの構築」を図ること
- ③ 国民が、福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること等について理解し、福祉・介護サービス分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるよう、「福祉・介護サービスの周知・理解」を図ること
- ④ 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等を有効に活用するため、潜在的有資格者等の掘り起こし等を行うなど、「潜在的有資格者等の参入の促進」を図ること
- ⑤ 福祉・介護サービス分野において、新たな人材として期待されるのは、他分野で活躍している人材、高齢者等が挙げられ、今後、こうした「多様な人材の参入・参画の促進」を図ること

などが挙げられる。

これらの視点に立った具体的対策を着実に講ずることにより、必要な人材を確保することが可能と考えられ、まずは、こうした視点に立って、関係者が第3に掲げる事項に総力を挙げて取り組み、国内における労働力を確保していくことが重要であり、当面、福祉・介護ニーズの一層の拡大が見込まれる、いわゆる団塊の世代の全員が高齢者となる平成27年を見据えて、重点的に取り組む必要がある。

なお、今後、国内の労働力のみでこうしたニーズに対応する人材を広く確保していくことは困難であり、外国人労働者の受け入れは不可避ではないかとの問題提起もある。これについては、労働市場への影響、潜在の長期化や定住化に伴う社会的コストの発生等の懸念等があることから、慎重に対応していくことが必要である。

第3 人材確保の方策

第2で述べた視点を踏まえて、福祉・介護サービス分野における必要な人材を確保するには、関係者は、特に以下に掲げる5項目に総力を挙げて取り組むことが重要である。なお、括弧内は、各事項において取り組むべき主体を示している。

1 労働環境の整備の推進等

(1) 労働環境の改善

① 給与等

ア キャリアと能力に見合う給与体系の構築等を図るとともに、他の分野における労働者の給与水準、地域の給与水準等も踏まえて、適切な給与水準を確保すること。なお、給与体系の検討に当たっては、国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること。(経営者、関係団体等)

イ 質の高い福祉・介護サービスを提供するためには、質の高い人材を確保する必要があることを踏まえ、従事者に対する事業収入の適切な配分に努めること。(経

営者、関係団体等)

ウ 従事者の定着の状況等を勘案し、必要に応じ、従事者に対する事業収入の配分の状況についての実態を把握し、福祉・介護サービス分野における経営者の全般的な状況や個別の優良事例等を公表すること。(国、地方公共団体)

② 介護報酬等の設定

ア 給与、物価等の経済動向や地域間の給与の格差等を勘案しつつ、従事者の給与等の水準や事業収入の従事者の給与等への分配状況を含め、経営実態や従事者の労働実態を把握すること等を通じて、国民の負担している保険料等の水準の介護報酬等を設定すること。(国、地方公共団体)

イ キャリアと能力に見合う給与体系の構築等の観点から、介護福祉士や社会福祉士等の専門性の高い人材を配置した場合の介護報酬等による評価のあり方について検討を行うこと。(国、地方公共団体)

③ 労働時間等

ア 週 40 時間労働制の適用されていない小規模の事業所における週 40 時間労働制の導入、完全週休 2 日制の普及など、労働時間の短縮の推進に努めること。また、仕事と家庭の両立が図られるよう、計画的付与等による有給休暇の完全取得を目指した取組や育児休業・介護休業の取得、職場内保育の充実等を推進すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

イ 従事者に過重な業務の負担を強いることのないよう、適切な勤務体制を確保すること。(経営者、関係団体等)

④ 労働関係法規の遵守等

ア 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)や労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等の労働関係法規を遵守すること。(経営者、関係団体等)

イ 短時間労働者については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)に基づき、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、短時間労働者の職務の内容や職務の成果、経験等を勘案し、その賃金や教育訓練の実施その他の待遇を決定するなど、多様な人材がそれぞれの希望に応じ、その有する能力を一層発揮できる雇用環境を整備すること。(経営者、関係団体等)

ウ 労働関係法規や福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者の指導監督等を行うこと。(国、地方公共団体)

⑤ 健康管理対策等

ア 従事者が心身ともに充実して仕事ができるよう、より充実した健康診断を実施することはもとより、腰痛対策等の健康管理対策の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

イ 従事者のストレスを緩和し、心の健康の保持増進を図る観点から、相談体制を整備するなど、メンタルヘルス対策等の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

ウ 利用者の安全を確保し、従事者が安心して仕事ができるよう、日頃より医療機関や保健所等との連携に努めるとともに、手洗いや消毒の励行等の感染症対策の推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

⑥ 職員配置

従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うこと。(国)

⑦ 福利厚生

従事者の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、従事者のニーズに的確に対応した福利厚生事業の推進を図ること。(経営者、福利厚生センターその他の関係団体等)

⑧ 適正な雇用管理の推進

経営者に対する雇用管理に関する相談事業、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)に基づく助成金の活用等の促進、福祉・介護サービスの実態に応じた雇用管理の好事例の情報提供等に取り組むこと。(経営者、介護労働安定センターその他の関係団体等)

⑨ 業務の省力化等

ア IT技術や自助具を含む福祉用具の積極的な活用等を通じて、業務の省力化に努めること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

イ サービスの提供に関する記録等の各種書類の作成に係る事務の効率化・簡素化に努めること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

⑩ その他

従事者の育児休業や研修受講等の事情により、欠員が生じる場合に、円滑に代替職員が確保できるよう、支援すること。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)

(2) 新たな経営モデルの構築

① 福祉・介護サービスが人によって支えられている事業であることを踏まえ、福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念を確立するとともに、質の高いサービスを確保する観点から、サービスの内容に応じた採用方針や育成方針の確立など、明確な人事戦略を確立すること。(経営者、関係団体等)

② 現状において多数を占める小規模かつ脆弱な経営基盤からの脱却を図るため、複数の福祉・介護サービスの実施又は従事者の共同採用や人事交流、資材の共同購入、設備の共同利用など経営者間のネットワークの構築を進めること等により、経営基盤を強化すること。(経営者、関係団体等)

③ 管理者等が労働環境の改善やキャリアアップの仕組みの構築等の取組の重要性を十分認識すること等を通じて、質の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供するための組織体制を確立すること。(経営者、関係団体等)

④ 福祉・介護制度の下で、柔軟かつ創意工夫を活かした経営を行うことができるよう、社会福祉法人制度改革等の規制改革を推進すること。(国、地方公共団体)

⑤ 経営主体や事業の規模・種類、地域特性に応じた経営の実態を把握するとともに、これらを踏まえた福祉・介護サービスを行うのにふさわしい経営理念や経営の在り方を研究し、先進的な取組についての周知を図るなど、その成果について普及を図ること。(関係団体等、国、地方公共団体)

⑥ 福祉・介護サービスに係る事業の施設・設備の整備や事業の運営に係る融資を行

うほか、経営の安定化に資するため、経営診断事業等を推進すること。(独立行政法人福祉医療機構その他の関係団体等)

(3) 介護技術等に関する研究及び普及

- ① 利用者の自立を支援し、より質の高い福祉・介護サービスを提供する観点から、自助具を含む福祉用具や住環境の整備等の研究を行うとともに、その成果について普及を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ② 従事者の負担を軽減する観点から、腰痛対策等に関する介護技術について、これまでの研究成果の評価・分析を行いつつ、より適正かつ実践的な技術の研究及び普及を図ること。(経営者、職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)

2 キャリアアップの仕組みの構築

- ① 質の高い介護福祉士や社会福祉士、保育士等を確保する観点から、資格制度の充実を図り、その周知を行うこと。また、有資格者等のキャリアを考慮した施設長や生活相談員等の資格要件の見直しや社会福祉主事から社会福祉士へのキャリアアップの仕組みなど、福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアパスを構築すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ② 福祉・介護サービス分野におけるキャリアパスに対応した生涯を通じた研修体系の構築を図るとともに、施設長や従事者に対する研修等の充実を図ること。(経営者、職能団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)
- ③ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、働きながら介護福祉士、社会福祉士等の国家資格等を取得できるよう配慮するとともに、従事者の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制(OJT)や、職場内や外部の研修の受講機会等(OFF-JT)の確保に努めること。(経営者、関係団体等)
- ④ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、労働者の主体的な能力開発の取組を支援する教育訓練給付制度を適切に運営すること。(国)
- ⑤ 従事者の多様な業務を経験する機会を確保する観点から、経営者間のネットワークを活かした人事交流等を通じて、人材の育成を図ること。(経営者、関係団体等)
- ⑥ 国家資格等の有資格者について、さらに高い専門性を認証する仕組みの構築を図るなど、従事者の資質向上に取り組むこと。(職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等)

3 福祉・介護サービスの周知・理解

- ① 教育機関等が生徒等に対して、ボランティア体験の機会を提供するなど、成長段階に応じて福祉・介護サービスの意義や重要性について理解と体験ができるよう、働きかけを行うこと。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ② 福祉・介護サービスの職場体験の実施、マスメディアを通じた広報活動、これらを重点的に実施する期間の設定等、関係各機関の連携の下、若年層を始めとする幅広い層に対し、認知症等の福祉・介護サービスの利用者やこうした利用者を支える福祉・介護サービスについての理解を求めること。(経営者、職能団体、養成機関の団体そ

の他の関係団体等、国、地方公共団体)

- ③ 施設の地域開放やボランティアの受入れ、地域活動への積極的な参加など、地域との交流を図ること。(経営者、関係団体等)
- ④ 将来を担う人材を育てていくことが、福祉・介護サービスや経営者の社会的な評価を高めていくことにつながるという観点に立って、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるとともに、実習を受け入れる施設における適切な受入体制を確保すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

4 潜在的有資格者等の参入の促進等

(1) 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者の活用等の促進

介護福祉士や社会福祉士等の資格制度の普及を図るとともに、これらの有資格者の活用等の促進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

(2) 潜在的有資格者等の参入の促進

- ① 潜在的有資格者等について、就業の現況や離職の理由、福祉・介護サービス分野への再就職の意向等の実態を把握すること。(関係団体等)
- ② 潜在的有資格者等に対して、就職説明会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけること。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)
- ③ 潜在的有資格者等のうち、再就業を希望するものに対して、再就業が円滑に進むよう、関係団体等や公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等、国)
- ④ 福祉・介護サービス分野へ就業した潜在的有資格者等について、将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど、その定着の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)

5 多様な人材の参入・参画の促進

(1) 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する人材の参入の促進

- ① 多様な人材を確保する観点から、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等に対して、就職説明会の実施等を通じて、福祉・介護サービス分野への関心を喚起し、就業を働きかけること。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)
- ② 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事していた者等で、福祉・介護サービス分野への就業を希望するものに対して、関係団体等と公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施を通じて、就業の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等、国)
- ③ 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事していた者等で、福祉・介護サービス分野へ就業したものについて、将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど、その定着の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)

- ④ 利用者のサービスの選択に資することを目的とした第三者評価結果の公表や情報開示等は、福祉・介護サービス分野への就業を希望する者にとっても就業先の選択に資するものであることを踏まえ、これらの推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)

(2) 高齢者等の参入・参画の促進等

- ① 高齢者に対する研修等を通じて、高齢者が福祉・介護サービス分野へ就業しやすい、又は、ボランティアとして参画しやすい環境を整えるほか、これまでの就業経験の中で培ってきた経理や労務管理等の専門的知識・技能の活用を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ② 障害者に対し、就労支援を含む様々な支援を通じて、障害者が自らの能力を十分に発揮できる社会参加の活動の一つとして、福祉・介護サービス分野への参入・参画を促進すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)
- ③ 日比経済連携協定等に基づく外国からの介護福祉士等の受入れに当たっては、国内における従事者との均衡待遇を確保するなど、外国人介護福祉士等の受入れが適切に行われ、現場に混乱が生ずることのないよう、十分な研修体制や指導体制等を構築すること。(経営者、関係団体等、国)

第4 経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体の役割と国民の役割

福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難となるという考え方の下に、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、処遇の改善等に取り組むことが重要である。

これらの関係者が十分な連携を図りつつ、さらには国民の参加も得ながら、国民的な課題として、21世紀を担う福祉・介護サービス分野の人材の量と質を高めていくため、誰もが生き生きと働ける魅力ある福祉・介護サービス分野の職場を確立するとともに、その社会的な評価の向上を図ることに取り組んでいく必要がある。

それぞれの役割については以下のとおりとする。

1 経営者及び関係団体等の役割

経営者は、健全な経営を維持し、従事者を雇用する立場から、適正な給与水準の確保を始めとする労働環境の改善や従事者のキャリアアップの支援等を行っていくことにより、一人一人の従事者がその能力を最大限に発揮することができる働きやすい環境の整備を行う役割を担っている。

特に、福祉・介護サービスに係る事業の経営においては、人材の質がサービスの質に大きな影響を与えることから、福祉・介護サービスの利用者に対して、人材というサービスの提供基盤を最大限に活かして、質の高いサービスを提供していくことが重要である。

また、経営者は、経営理念に裏打ちされた人事制度の改革や経営者間のネットワークの構築、関係団体等による活動への協力を最大限行う必要がある。

さらに、現在、国民は、経営状況やサービスの提供体制等の施設運営の状況について

の実態を必ずしも十分に把握できる状況にはないことから、経営者は、積極的にこれらの情報を開示していくことも必要である。

他方、関係団体等は、個々の経営者や従事者のレベルでは対応することが難しい課題について、経営者や従事者の取組を支援するなど、それぞれが果たすべき役割を着実に推進する必要がある。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、事業者の指定や指導監督を行い、地域の実情に応じて、住民に対し必要な福祉・介護サービスを確保するための計画を策定するほか、事業に係る費用の一部を負担する等の役割を担っている。

このため、地方公共団体は、福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者に対する指導監督を行うとともに、福祉・介護サービスに関わる法人、施設、関係団体等の取組を把握しながら、個々の経営者では対応が難しい人材確保の取組や研修の実施など人材の質的向上を支援していく必要がある。

特に、都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、従事者の需要状況や就業状況を把握するとともに従事者に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていくことが重要である。

また、市区町村においては、介護保険制度の保険者として位置付けられているなど、福祉・介護制度の実施主体としての立場から、必要なサービス提供体制を確保するため、都道府県の取組と連携し、ボランティア活動の振興や広報活動等を通じて、福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発に努めるとともに、従事者に対する研修の実施や相談体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、地域の特色を踏まえたきめ細かな人材確保の取組を進めていくことが重要である。

3 国の役割

国は、事業に係る費用の一部を負担するとともに、福祉・介護制度等の制度を企画立案し、基準・報酬等を策定するという役割を担っている。

このため、人材を確保し、必要なサービスが国民に提供されるよう、国は、必要に応じて、法人や施設の規模、種類等に応じた経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態を把握する必要がある。

その結果を踏まえ、人材の確保のためにどのような政策が必要かを定期的に検討し、適切に福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定を行う必要がある。

また、福祉・介護政策と教育政策とが連携を図りつつ、ボランティア体験等を通じて、生徒等の成長段階に応じて福祉・介護サービスに接する機会を積極的に設けることにより、国民一人一人が身近な問題として福祉・介護サービスに対する理解を深めていけるような環境を整備していく必要がある。

これに加え、福祉・介護政策と労働政策とがそれぞれの役割を果たしつつ、連携して効果的な人材確保の取組を推進していく必要がある。

さらに、経営者の指導監督、人材の質の向上等に向けた関係者の取組への支援、福祉・

介護サービスのイメージアップなどの対策を迅速かつ適切に行っていく必要がある。

4 国民の役割

国民は、福祉・介護サービスの利用者であるとともに、福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての役割を担っている。

これからの福祉・介護サービスは、利用者自らのニーズに基づき、サービスを選択することを基本としており、質の高いサービスの担い手の育成は、賢明な利用者の存在なくして成り立たないものである。この意味で、国民は消費者として質の高いサービスを選び分けるとともに、こうしたサービスを伸ばしていくことに努めなければならない、そのためには必要な情報開示や相談体制の整備を経営者や行政等に求めていくべきである。

また、我が国の福祉・介護制度は、国民が拠出する公的な財源により運営されており、国民一人一人がこれを大切に利用するという節度ある利用者でなければならない、このように認識なしにサービスが利用されれば、真に福祉・介護サービスが必要な利用者にサービスが行き届かないおそれもある。このような意味で、国民は福祉・介護サービスを上手く利用しながら、自立した日常生活を営むことを目指していくことが求められる。

さらに、福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての立場から、国民は、必要な福祉・介護サービスの量や質の水準と併せて、これを確保するために必要となる負担の水準も考えていくことが求められる。

このほか、国民の生活を支えていくためには、公的な福祉・介護制度に基づく福祉・介護サービスのみならず、地域社会等における支え合いを併せた重層的な支援体制を整備していくことも重要であり、国民は、ボランティア等への参画を通じて、こうした地域社会等における支え合いを充実させていくことも重要である。

第5 指針の実施状況の評価・検証

国は、この指針が示す人材確保のために講ずべき措置について、福祉・介護制度の見直しの状況を踏まえ、定期的にその実施状況の評価・検証し、必要に応じこの指針の見直しを行いつつ、人材確保対策を着実に推進するものとする。

4 職場における腰痛発生状況の分析について

基安労発第 0206001 号

平成 20 年 2 月 6 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

職場における腰痛発生状況の分析について

職場における腰痛の予防については、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策の推進について」において職場における腰痛予防対策指針（以下「腰痛指針」という。）を示し、予防対策の推進を図ってきたところであるが、業務上疾病全体に占める割合が約 6 割と依然として高い水準で推移しており、一層の取組みが必要である。

また、この間職場をとりまく環境は大きく変化し、業務の質的、量的変化等による業務上の身体負担の増大が懸念される場所である。

このため、職場における腰痛に関する傾向の変化を把握したうえで、職場における腰痛予防対策を推進させることが重要と考えられることから、平成 16 年に職場において発生した休業 4 日以上腰痛について調査分析し、昭和 61 年及び昭和 63 年に職場において発生した休業 4 日以上腰痛の発生状況との比較等を行った。

このたび、当該調査分析の結果を別添のとおりとりまとめたので、業務の参考にするとともに、腰痛予防対策の指導徹底に努められたい。

職場における腰痛発生状況の分析

第1 腰痛発生状況の概要

1 業種別発生件数及び発症率について（I. 平成16年に発生した休業4日以上 の腰痛等集計結果表（以下「I」という。）－第1表、第2表）

(1) 昭和61年及び昭和63年に職場において発生した休業4日以上
の腰痛に係る労働者死傷病報告13,166件（昭和61年5,820件、昭和63年7,346件）を抽出して行
った調査（以下「前回調査」という。）では、発生件数が多い業種は製造業（4,174
件）、建設業（1,903件）運輸交通業（2,978件）及び商業、金融・広告業（1,372
件）であった。

一方、平成16年に発生した休業4日以上
の腰痛に係る労働者死傷病報告のうち
集計、分析に必要な事項を満たしているもの（4,008件）を抽出して行
った調査（以下「今回調査」という。）では、製造業（752件）、運輸交通業（679件）及び商業、
金融・広告業（714件）で発生件数が多いほか、保健衛生業（697件）における発
生件数が多い。

(2) 発生件数に関して前回調査で高い割合を占めた製造業（31.70%）、建設業
（14.45%）及び運輸交通業（22.62%）は、今回調査でそれぞれ18.76%、6.96%
及び16.94%とその割合は減少している。

一方、商業、金融・広告業及び保健衛生業で、前回調査よりもその割合が増加し
ている。商業、金融・広告業は前回調査10.42%から今回調査17.81%と7.39ポ
イントの増加であった。また、保健衛生業は前回調査ではその他の事業に分類されて
いたため、増加したポイント数は明らかにできない。

しかし、前回調査でその他の事業の割合が13.64%であるのに対し、今回調査で
は保健衛生業だけで17.39%を占めていることから、ポイントは前回調査に比して
大幅に増加しているものと考えられる。

(3) 労働人口1万人対発症率に関して、今回調査では多くの業種で前回調査より減少し
ている。しかし、前回調査においてその他の事業に分類されていたため単純な比較が
できないものの、今回調査では清掃・と畜業（2.6）とともに保健衛生業（1.7）で、
前回調査（その他事業0.7）を大きく上回っている。

なお、前回調査では昭和61年業種別労働基準法適用事業場労働者数を用いて2か
年の結果を合計して集計しているため、当該数を2倍して母数とし労働人口1万人対
の発生件数を算出しており、今回調査では平成13年業種別労働基準法適用事業場労働
者数を用いて労働人口1万人対の発生件数を算出した。

(4) I－第1表、第2表をまとめると製造業、運輸交通業、商業、金融・広告業及び保
健衛生業で腰痛が多く発生しており、なかでも保健衛生業は発症率が前回調査を上回
っていることが考えられる。

このため、Iの集計結果に基づく分析は、製造業、運輸交通業、商業、金融・広告
業のうち発生件数が多い商業及び保健衛生業（以下「多発業種」という。）を重点とし

た。

また、多発業種のうち保健衛生業は発症率が 1.7 と前回調査（その他事業 0.7）を上回っており、なかでも社会福祉施設が発生件数（保健衛生業 697 件のうち社会福祉施設 407 件）、発症率（保健衛生業 1.7 に対し社会福祉施設 3.3）ともに高いことから、今回調査において別途調査を行い、その集計結果をⅡ．社会福祉施設における腰痛集計結果表（以下「Ⅱ」という。）としてとりまとめ、分析を行った。

2 発生月等について（Ⅰ－第3表、第4表、第5表）

(1) 発生月

前回調査では 1 月（7.6%）及び 12 月（5.8%）が少なく、今回調査においても 1 月（7.2%）及び 12 月（7.1%）が他の月に比べて若干少ない。12 月及び 1 月の発生件数が少ない理由として事業場の稼働日数が比較的少ないことが考えられるものの、気温の低い冬季に腰痛が多発するという傾向は、今回調査においても認められない。多発業種間についてみても、大きな差は認められない。

(2) 発生曜日

前回調査では月曜日が 20.3%と週の始めに多発する傾向が認められたが、今回調査でも月曜日が 20.9%と同様の傾向にあることが認められた。

多発業種についてみると、月曜日の発生が製造業（23.8%）及び運輸交通業（23.1%）が多かったものの、商業及び保健衛生業は、それぞれ 18.0%及び 16.9%と全産業における割合を下回っていた。商業及び保健衛生業は、日曜日の発生がそれぞれ 8.5%及び 7.9%と全産業における割合（6.4%）を上回っている。当該業種は、日曜日でも稼働することが多いためと考えられる。

事業場の稼働日であればいずれの曜日であっても、腰痛に注意する必要があるが、休日明けに特に注意を要するものである。

(3) 発生時間帯

前回調査では午前 8 時 1 分から午前 11 時までの 3 時間で全体の 42.7%を占めており、午前 9 時 1 分から午前 10 時までの 1 時間にピーク（16.6%）がある。今回調査においても、午前 8 時 1 分から午前 11 時までの 3 時間で全体の 40.5%を占め、午前 9 時 1 分から午前 10 時までの 1 時間にピーク（15.0%）があることから、傾向の変化はみられなかった。

多発業種についてみると、午前 9 時 1 分から午前 10 時までの 1 時間にピークがあるのが製造業（16.6%）及び運輸交通業（12.4%）、午前 10 時 1 分から午前 11 時までの 1 時間にピークがあるのが商業（14.5%）及び保健衛生業（16.9%）といずれの業種も午前 9 時 1 分から午前 11 時までの間にピークがあり、多発業種間で大きな差は認められない。

3 事業場規模について（Ⅰ－第6表）

- (1) 前回調査では 10～49 人（38.5%）が最も多く、次いで 50～299 人（26.3%）、9 人以下（23.2%）の順であった。今回調査においても 10～49 人（37.6%）、50～299 人（33.4%）、9 人以下（19.3%）の順であり、大きな変化はみられなかった。

多発業種についてみると、保健衛生業のみ、50～299人の事業場規模のところで半数を超える55.8%を占め、発生件数のピークになっていた。他の多発業種については、10～49人の事業場規模のところがピークであるが、50～299人の事業場規模のところも、およそ30%と高い割合を示している。

- (2) 常時50人未満の労働者を使用する事業場はもちろんのこと、常時50人以上の労働者を使用する事業場にあつては、衛生委員会において腰痛予防対策に係る調査審議を行わせ、積極的に事業者に対して意見を述べさせる等、労使一体となって積極的に取り組んでいくことが重要である。

4 被災労働者の性別等について（I - 第7表、第8表、第9表）

(1) 性別

前回調査では男性85.5%、女性14.5%と大半を男性が占めていたが、今回調査では男性67.0%、女性33.0%と女性が占める割合は大きく増加している。

多発業種についてみると、保健衛生業で女性79.8%と圧倒的に女性が占めている。女性による重量物取扱い作業に関しては、女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）第2条及び第3条に定める重量制限はもとより、一般に女性の持ち上げ能力は男性の60%位とされていることに留意する必要がある。

(2) 年齢

前回調査では35～39歳（15.7%）が最も多く、次いで40～44歳（14.4%）、45～49歳（13.1%）の順であった。今回調査では30～34歳（17.1%）、25～29歳（16.7%）、35～39歳（14.5%）の順であり、前回調査に比べて若い年齢層に多く発生していることが認められる。

多発業種についてみると、30～34歳年齢層のところで製造業（16.9%）、運輸交通業（23.1%）及び商業（17.0%）においてピークがある一方、保健衛生業においては、それよりも若い年齢層（25～29歳）のところで22.4%とピークになっていた。保健衛生業では、次に多いのが20歳～24歳年齢層（13.6%）であり、若い年齢層においても腰痛が発生していることが認められる。

満18歳未満の年少者による重量物取扱い作業に係る年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）第7条に定める重量制限はもとより、若い年齢層に対して十分な腰痛予防対策を講じることに留意する必要がある。

(3) 経験年数

前回調査では10年以上（33.9%）が最も多く、次いで5～10年未満（18.2%）、1～3年未満（16.8%）の順であった。今回調査でも10年以上（25.1%）が最も多かったが、次いで1～3年未満（22.1%）、1年未満（21.0%）の順であり、経験の浅い労働者の占める割合が増加していた。

多発業種についてみると、商業及び保健衛生業で経験年数3年未満の労働者の占める割合が、それぞれ51.8%及び50.2%と過半数を占めている。

腰痛の予防は、経験年数の長短でその対象を限定することなく取り組んでいく必要がある。

5 休業見込日数等について（I－第10表、第11表）

(1) 休業見込日数

29日以上の休業を要する腰痛が占める割合が、前回調査で32.7%、今回調査で35.5%といずれも最も多く、傾向に変化はみられなかった。また、多発業種間で大きな差は認められない。

このように依然として腰痛は休業期間を長期化する可能性があるものである。

(2) 傷病分類別

前回調査では捻挫（51.8%）が最も多く、次いで多いのがぎっくり腰（25.2%）であったが、今回調査では最も多かったのはぎっくり腰（36.7%）で、次いで捻挫（32.3%）であった。また、椎間板ヘルニアが占める割合が前回調査9.0%から今回調査19.0%と10ポイント増加している。

多発業種間で大きな差は認められない。

6 単独・共同作業について（I－第12表）

(1) 前回調査では単独作業が92.0%、共同作業が7.6%と圧倒的に単独作業が多い。今回調査においても単独作業92.1%、共同作業7.9%と傾向に変化はみられなかった。

多発業種についてみると、保健衛生業で単独作業83.9%、共同作業16.1%と共同作業の占める割合が比較的高かった。保健衛生業では介護作業等人を扱う作業が多く、当該作業を2人以上の労働者で行う機会も多いことから、共同作業が占める割合が高いものと考えられる。

(2) 腰痛予防の措置を講じるにあたっては、適切な自動装置の使用等作業の自動化又は省力化による労働者の負担軽減に取り組むことを原則とし、人力による重量物取扱い作業が残る場合には、作業速度、取扱い物の重量の調整等により、腰部に過度の負担がかからないようにすることが大切である。

7 被災場所等について（I－第13表、第14表）

(1) 今回調査では被災場所を「事業場内」及び「事業場外」の2つに分類し、調査集計を行った。その結果、被災場所が事業場内であったものの割合は68.4%、事業場外であったものの割合は31.6%であった。

多発業種についてみると、運輸交通業で事業場外であったものの割合が77.0%と事業場外で多く発生していた。

(2) 今回調査では腰痛発生時の作業に係る取扱い対象を「人」「荷」及び「その他」の3つに分類し、調査集計を行った。

「人」とは、腰痛発生時に人を取り扱う又は人が介在する動作を行っていたものという。社会福祉施設において要介護者を介護する動作、旅客運送事業において乗客を介助する動作、理美容業において客の洗髪をする動作等がある。

「荷」とは、貨物運送等のために特定の荷姿をしている物だけをいうものでなく、また、物の一部を含むものである。したがって、例えば腰痛発生時に貨物自動車のあおりを持ち上げる動作を行っていた場合、「荷」に分類している。「下→上（能動）」

とは、荷の位置を現在位置から上方へ移動することを目的とした動作をいう。物の持ち上げ・積み込み、物の引き上げ、高所に物を置くがある。

「上→下（能動）」とは、荷の位置を現在位置から下方へ移動することを目的とした動作をいう。荷降ろし、高所に置かれた物を取り下ろすがある。「前後左右（能動）」とは、主に荷を前後また左右の方向へ移動することを目的とした動作をいう。物の運搬・移動、物の押し引き、物の陳列、物をずらす・引きずる動作があるほか、ゴミ袋をゴミ収集車に投入するがごとき物を投げ込む動作も含まれる。

「不動（能動）」とは、荷を持った状態で荷の移動をともしない動作をいう。したがって、荷を持った状態での歩行等は荷の移動を目的とした動作であるから、「前後左右（能動）」に分類され、ここでは荷を持った状態で振り返る動作があるほか、物を背負う動作、バケツの水を捨てるがごとき動作等をいう。

「制動（受動）」とは、被災労働者の意思によらないところで移動する荷を制動することを目的とした動作をいう。崩れ落ちてきた荷を支える動作、落としそうになった荷を支える動作、渡された荷を受け止める動作がある。

「その他」とは、腰痛発生時に「人」又は「物」に分類されない動作を行っていたものをいう。屈む、中腰になる、長時間中腰でいた状態から背伸びをする、後ろを振り返る、長時間屈んでいた状態から立ち上がる等の動作があるほか、主に次に掲げるものがあつた。

ア 足を滑らせる、つまずく、踏み外す、高所から飛び降りる等不安全な状態又は不安全な行動

イ ハンマー類の振り上げ、スコップ作業、鍋のかくはん、デッキブラシ類による床清掃、刈払機類によるスイング作業、自動車の乗り降り等特有の作業姿勢

ウ うつ伏せ、四つんばい等四肢の自由度が極めて低い作業姿勢

エ 落ちてきた物や暴れる動物を避ける等とっさの行動

オ 着陸時等に発生した飛行機の機体の揺れによる客室乗務員の腰痛、自動車運転中の急停止で受けた衝撃による運転者の腰痛等作業環境の物理的变化

- (3) 調査集計の結果、「荷」を取扱対象とするものが全体の 69%と最も多く、なかでも荷の位置を現在位置から上方へ移動することを目的とした動作によるものが全体の 39.9%を占めていた。

なお、今回調査では足を滑らせる、踏み外す等によって転倒して発生した腰痛であっても、物を運搬している最中であれば「荷」に分類している。集計は行っていないものの「荷」に分類しているものには、足を滑らせる、つまずく、踏み外す等不安全な状態に起因するもの、屈む、中腰になる等の動作に起因するもの等も相当数含まれていることに注意しなければならない。

第2 社会福祉施設における腰痛発生状況

1 発生月等について（Ⅱ－第1表）

- (1) 気温の低い冬季に腰痛が多発するという傾向は認められず、他の業種と同様、季節に関わりなく腰痛予防に取り組んでいく必要がある。
- (2) 保健衛生業全体で事業場外において発生した腰痛が占める割合は 16.1%である

が、社会福祉施設についてみると、407 件のうち事業場外において発生した腰痛が 80 件と 19.6%を占めており、割合が少し高くなっている。

2 人を対象とする取扱い動作による腰痛について（Ⅱ－第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表、第 6 表）

- (1) 社会福祉施設における発生件数 407 件のうち 344 件（84.5%）が人を取扱い対象とする腰痛であった。この 344 件のうち事業場内で発生したものが 275 件（79.9%）、事業場外で発生したものが 69 件（20.1%）であった（Ⅱ－第 2 表）。

なお、該当する介護そのものだけでなく、当該介護に至るまでの移乗介護及び当該介護を行った後に行う移乗介護を含めて介護の種類分類を行っている。したがって、例えば食堂において食事介護を行うため、施設介護において、要介護者の居室ベッドから車いすへの移乗を行うときに腰痛が発生したときは「食事」に分類している。

また、「その他（移乗以外）」「その他（移乗）」には食事、入浴、排せつ及びおむつ交換のいずれにも該当しない介護のほか、介護の種類が明確でないものが含まれる。

心身障害児施設において発生した腰痛であって、動作の性質上、「保育」に分類するのが適当と判断されたものは「保育」に分類している。

- (2) 介護の種類が「その他」に分類されるものを除けば、事業場内において発生した腰痛、事業場外において発生した腰痛ともに入浴介護で最も多く発生している（事業場内 23.3%、事業場外 34.8%）。

しかし、その大半は移乗介護によるものであった。また、介護の種類に関わりなく「移乗」「移乗以外」の 2 つで分類した結果、保育を除く 320 件のうち 224 件（70.0%）が移乗介護による腰痛であった（Ⅱ－第 3 表）。このため、移乗介護に関してはさらに調査を行い、その集計結果をⅡ－第 5 表及び第 6 表としてとりまとめ、分析を行った。

- (3) 今回調査では 224 件の移乗介護について移乗元・移乗先別に分類し、集計を行った（Ⅱ－第 5 表）。

「移乗元」とは要介護者が移乗させられる前に位置していた場所のことであり、「移乗先」とは要介護者を移乗しようとした場所である。

「ベッド」にはストレッチャー等一定の高さを有している設備が含まれる。

「車いす」にはリクライニングタイプのもが含まれるほか、通常のいす、浴用のいす等が含まれる。

「床」には畳敷きの床、床に敷かれた布団等が含まれる。

「トイレ」にはポータブルタイプのもが含まれる。

「その他」とは移乗元又は移乗先が明確でないものをいう。

- (4) Ⅱ－第 5 表で集計した結果、移乗元について車いす（36.6%）及びベッド（32.6%）で約 70%を占め、移乗先について車いす（45.1%）及びベッド（25.4%）で 70%を超えていた。この分類に単独・共同作業の分類を掛け合わせたところ、発生件数が 10 件を超えるものは、単独作業でベッドから車いすへ移乗する作業の 46 件、単

独作業で車いすからベッドへ移乗する作業の 31 件、単独作業で車いすから車いすへ移乗する作業の 18 件、共同作業で車いすからベッドに移乗する作業の 13 件の 4 作業であった。

- (5) 当該 4 作業について介護方法等の傾向を把握するため、要介護者から見た被災労働者の立ち位置別及び要介護者を支えた身体の部位別に分類し、集計を行った（Ⅱ－第 6 表）。

「立ち位置」とは要介護者から見た腰痛発生時の被災労働者の立ち位置をいう。

「正面」とは被災労働者が座位又は立位の要介護者と向かい合う位置に位置していることをいう。

「側面」とは被災労働者が座位、立位又は臥位の要介護者の側面に位置していることをいう。

「背面」とは被災労働者が座位又は立位の要介護者の背後に位置していることをいう。

「頭側」とは被災労働者が臥位の要介護者の頭部に位置していることをいう。

「支える部位」とは移乗を行う際に被災労働者の手が位置する要介護者の身体の部位をいう。

- (6) Ⅱ－第 6 表で集計した結果、単独作業の 3 作業について、被災労働者が要介護者の正面に立って、要介護者の腋下から腕を差し込んで、要介護者の背中又は腰に手を回す方法（「正面－背／背」又は「正面－腰／腰」が該当）が最も多く採られており、いずれの作業も 50%を超えていた。

また、残る共同作業の 1 作業については、被災労働者が要介護者の背面に立って、要介護者の腋下から腕を差し込んで、要介護者の胸側に手を回す方法（「背面－胸／胸」が該当）が 38.5%を占めており、最も多かった。

- (7) 移乗以外の介護における腰痛を発症したときの動作の事例については、主に次に掲げるものがあつた。

ア 食事介護に関して、要介護者を半座位の状態にして床に座らせ、要介護者の背面で正座をしながら、要介護者を保持して食事を与えていたところ、要介護者がずり落ちそうになり、それを引き寄せようとしたとき

イ 入浴介護に関して、浴槽内で入浴中の要介護者が深く浸かりすぎないように、要介護者の位置又は姿勢を整えようと要介護者を支えたとき

ウ 排せつ介護に関して、便座からずり落ちそうになった要介護者を支えたときや、便座に座る要介護者の位置が浅いためこれを直そうとしたときがあるほか、要介護者が緊張状態になったため、他の介護者を呼んで支援を求めようとしたところ、要介護者がこれを拒否し、無理な体勢で介護せざるをえなかったとき

エ おむつ交換に関して、ベッドの奥で臥位の状態にいる要介護者を手前に引き寄せようとしたときがあるほか、要介護者に着用するおむつの位置を調節するため、仰向けの要介護者の両膝裏に片腕を差し入れて抱え上げたとき、おむつ交換のため要介護者の体位変換を行ったとき

オ 介護の種類に関わりなく、車いすの座る要介護者の位置が浅いためこれを直そうとしたとき、車いすからずり落ちそうになった要介護者を支えたとき、要介護

- 者のベッド上の位置を上方へスライドさせたとき、バランスを崩して倒れそうになった要介護者を支えたとき、上半身を抱え起こす起床介護を行ったとき
- (8) 移乗以外の介護における腰痛を発症したときの事情については、共同で行う移乗作業で介護労働者2人それぞれの呼吸が合わず一方に過度の負担がかかったとき、要介護者がバランスを崩して倒れかかったり、要介護者が興奮、抵抗又は緊張等したために負担のかかる動作をしなければならなかったとき、要介護者がベッドのサイドレールをつかんでいることに気づかずに移乗作業の動作に入ったとき、作業空間が狭く負担のかかる姿勢をとったとき等があるほか、ベッドの高さが低すぎたことに原因があったとされるもの、要介護者と被災労働者との身長、体重等の体格差に原因があったとされるものも見受けられた。
- (9) また、腰に痛みを感じても、1人の夜勤のため我慢して作業を続けなければならなかったこと、要介護者を支えているときに急に腰を痛めても、要介護者の安全上、支える動作を中断することができなかったこと、職場のルールにより2人で作業を行うべきところ、他の労働者が全員休憩時間中であったため1人作業を行ってしまったこと、訪問介護において要介護者の家族の賛同が得られないことから、ベッドの近くにポータブルトイレを設置できず、距離を要する移動介護を繰り返し行ったこと等が症状悪化の一因とされるものがあり、社会福祉施設の勤務体制や特有事情が背景としてあるとされるものも見受けられた。
- (10) 保育中における腰痛は24件であるが、子供を抱え上げたときが13件(54.2%)と過半数を占めていた(Ⅱ-第4表)。この中には2人の子供をそれぞれの腕で抱えて立ち上がったときや、乳母車から取り上げた乳児が不意に反り返ったため落としそうになり、これをとっさに支えようとしたとき等がある。
- 残る11件(45.8%)は子供に体当たりされたり、飛び乗られたりしたことによるものである。そのうち8件は後方からの体当たり等であった。

3 社会福祉施設における腰痛予防対策の推進について

今回調査により社会福祉施設において腰痛が多く発生しているのは一定の移乗介護のときであり、そのときの介護動作も一定の方法が多く採られていることが認められた。当該方法は多くの社会福祉施設で行われているものと考えられるが、それにもかかわらず当該方法による腰痛が多く発生している。

介護作業における腰痛予防の措置として、腰痛指針は、適切な介護設備、機器等の導入を図ることを定めており、関係事業者においては、今回の分析結果を踏まえ、適正な介護機器の活用等により介護労働者の負担を一層軽減する作業方法を積極的に取り入れることが求められるところである。

なお、移乗介護に関しては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が発行している「介護者のための腰痛予防マニュアル～安全な移乗のために～」(平成19年2月初版)において移乗介護のための介護機器の活用を紹介しているので、参考とされたい(当該マニュアルは独立行政法人労働安全衛生総合研究所ホームページ(<http://www.jniosh.go.jp/>)から入手できる。)

第3 分析のまとめ

職場において腰痛が発生した時の作業状況を調査した結果、多くの場合において腰痛指針に基づく総合的な腰痛予防対策が十分に講じられていない可能性が認められたところであり、関係事業者においては今回の分析結果を活用し、職場にひそむ腰痛の発生要因を発見し、その排除又は軽減により積極的に取り組むことが必要である。

1. 平成16年に発生した休業4日以上腰痛等集計結果表

(第1表) 業種別腰痛災害発生件数

		前回調査 (n=13,166)		全産業 (n=4,008)	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	611	(4.64%)	168	(4.19%)
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業	160	(1.22%)	21	(0.52%)
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	321	(2.44%)	29	(0.72%)
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 ・ 印 刷 ・ 製 本 業	207	(1.57%)	41	(1.02%)
	化 学 工 業	231	(1.75%)	72	(1.80%)
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	353	(2.68%)	33	(0.82%)
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	219	(1.66%)	17	(0.42%)
	金 属 製 品 製 造 業	757	(5.75%)	129	(3.22%)
	一 般 機 械 器 具 ・ 電 気 機 械 器 具 ・ 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	928	(7.05%)	189	(4.72%)
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	28	(0.21%)	1	(0.02%)
	そ の 他 の 製 造 業	359	(2.73%)	52	(1.30%)
	小 計		4,174	(31.70%)	752
非 製 造 業	鉱 業	254	(1.93%)	4	(0.10%)
	建 設 業	1,903	(14.45%)	279	(6.96%)
	運 輸 交 通 業	2,978	(22.62%)	679	(16.94%)
	貨 物 取 扱 業	397	(3.02%)	76	(1.90%)
	農 林 業 ・ 畜 産 ・ 水 産 業	292	(2.22%)	68	(1.70%)
	商 業 ・ 金 融 ・ 広 告 業	1,372	(10.42%)	714	(17.81%)
小 計		7,196	(54.66%)	1,820	(45.41%)
そ の 他 の 事 業	映 画 ・ 演 劇 業	1,796	(13.64%)	5	(0.12%)
	通 信 業			10	(0.25%)
	教 育 ・ 研 究 業			32	(0.80%)
	保 健 衛 生 業			697	(17.39%)
	接 客 娛 楽 業			230	(5.74%)
	清 掃 ・ と 畜 業			248	(6.19%)
	官 公 署			5	(0.12%)
	そ の 他 の 事 業			209	(5.21%)

(第2表) 業種別労働人口1万人対発症率

		前回調査		今回	
		件数	発症率	件数	発症率
製 造 業	食料品製造業	611	2.6	168	1.3
	繊維・繊維製品製造業	160	1.4	21	0.4
	木材・木製品・家具・装備品製造業	321	3.2	29	0.9
	パルプ・紙・紙加工品製造業・ 印刷・製本業	207	1.1	41	0.6
	化学工業	231	1.4	72	0.6
	窯業・土石製品製造業	353	3.6	33	0.9
	鉄鋼・非鉄金属製造業	219	1.9	17	0.4
	金属製品製造業	757	4.6	129	1.8
	一般機械器具・電気機械器具・ 輸送用機械器具製造業	928	1.0	189	0.5
	電気・ガス・水道業	28	0.4	1	0.0
	その他の製造業	359	1.3	52	0.4
小計	4,174	1.6	752	0.7	
非 製 造 業	鉱業	254	13.9	4	1.0
	建設業	1,903	2.5	279	0.8
	運輸交通業	2,978	6.9	679	3.0
	貨物取扱業	397	12.3	76	6.2
	農林業・畜産・水産業	292	5.9	68	4.0
	商業・金融・広告業	1,372	0.6	714	0.5
小計	7,196	2.0	1,820	0.9	
そ の 他 の 事 業	映画・演劇業	1,796	0.7	5	0.6
	通信業			10	0.1
	教育・研究業			32	0.1
	保健衛生業			697	1.7
	接客娯楽業			230	0.5
	清掃・と畜業			248	2.6
	官公署			5	0.0
	その他の事業			209	0.6
合計	13,166	1.5	4,008	1.3	

(第3表) 腰痛発生月別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
1月	1,006 (7.6%)	290 (7.2%)	64 (8.5%)		18 (6.5%)	45 (6.6%)	6 (7.9%)	1 (4.3%)	4 (8.9%)	44 (6.3%)	2 (10.5%)		3 (30.0%)	2 (6.3%)	50 (7.2%)	20 (8.7%)	20 (8.1%)		11 (5.3%)
2月	1,068 (8.1%)	306 (7.6%)	70 (9.3%)	1 (25.0%)	22 (7.9%)	58 (8.5%)	4 (5.3%)			51 (7.3%)	1 (5.3%)	1 (20.0%)			45 (6.5%)	14 (6.1%)	27 (10.9%)		12 (5.7%)
3月	1,200 (9.1%)	347 (8.7%)	70 (9.3%)		24 (8.6%)	56 (8.2%)	10 (13.2%)	3 (13.0%)	7 (15.6%)	58 (8.3%)	3 (15.8%)	1 (20.0%)	1 (10.0%)	3 (9.4%)	60 (8.6%)	20 (8.7%)	17 (6.9%)	1 (20.0%)	13 (6.2%)
4月	1,041 (7.9%)	344 (8.6%)	56 (7.4%)		28 (10.0%)	62 (9.1%)	6 (7.9%)	1 (4.3%)	2 (4.4%)	64 (9.2%)	1 (5.3%)		2 (20.0%)	5 (15.6%)	64 (9.2%)	17 (7.4%)	21 (8.5%)	1 (20.0%)	14 (6.7%)
5月	1,200 (9.1%)	377 (9.4%)	70 (9.3%)		25 (9.0%)	51 (7.5%)	9 (11.8%)	1 (4.3%)	8 (17.8%)	72 (10.4%)	2 (10.5%)	2 (40.0%)	1 (10.0%)	4 (12.5%)	69 (9.9%)	26 (11.3%)	14 (5.6%)	1 (20.0%)	22 (10.5%)
6月	1,202 (9.1%)	348 (8.7%)	65 (8.6%)	1 (25.0%)	22 (7.9%)	62 (9.1%)	7 (9.2%)	2 (8.7%)	3 (6.7%)	58 (8.3%)	1 (5.3%)			2 (6.3%)	62 (8.9%)	22 (9.6%)	24 (9.7%)		17 (8.1%)
7月	1,203 (9.1%)	402 (10.0%)	88 (11.7%)		26 (9.3%)	67 (9.9%)	8 (10.5%)	1 (4.3%)	7 (15.6%)	72 (10.4%)	1 (5.3%)		1 (10.0%)	3 (9.4%)	67 (9.6%)	22 (9.6%)	21 (8.5%)		18 (8.6%)
8月	1,134 (8.6%)	367 (9.2%)	52 (6.9%)	1 (25.0%)	32 (11.5%)	63 (9.3%)	5 (6.6%)	3 (13.0%)	5 (11.1%)	66 (9.5%)	3 (15.8%)	1 (20.0%)		3 (9.4%)	62 (8.9%)	20 (8.7%)	29 (11.7%)		22 (10.5%)
9月	1,153 (8.8%)	352 (8.8%)	76 (10.1%)		20 (7.2%)	50 (7.4%)	8 (10.5%)	3 (13.0%)	3 (6.7%)	58 (8.3%)	2 (10.5%)		1 (10.0%)	2 (6.3%)	64 (9.2%)	21 (9.1%)	16 (6.5%)	1 (20.0%)	27 (12.9%)
10月	1,048 (8.0%)	287 (7.2%)	49 (6.5%)		14 (5.0%)	50 (7.4%)	3 (3.9%)	2 (8.7%)	3 (6.7%)	55 (7.9%)	1 (5.3%)			5 (15.5%)	56 (8.0%)	11 (4.8%)	16 (6.5%)		22 (10.5%)
11月	1,043 (7.9%)	304 (7.6%)	47 (6.3%)		27 (9.7%)	61 (9.0%)	5 (6.6%)	4 (17.4%)	2 (4.4%)	48 (6.9%)	1 (5.3%)			2 (6.3%)	50 (7.2%)	17 (7.4%)	23 (9.3%)	1 (20.0%)	16 (7.7%)
12月	763 (5.8%)	284 (7.1%)	45 (6.0%)	1 (25.0%)	21 (7.5%)	54 (8.0%)	5 (6.6%)	2 (8.7%)	1 (2.2%)	49 (7.1%)	1 (5.3%)		1 (10.0%)	1 (3.1%)	48 (6.9%)	20 (8.7%)	20 (8.1%)		15 (7.2%)
不明	105 (0.8%)																		

(第4表) 腰痛発生曜日別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,168)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
月	2,667 (20.3%)	837 (20.9%)	179 (23.8%)	1 (25.0%)	74 (26.5%)	157 (23.1%)	15 (19.7%)	5 (21.7%)	6 (13.3%)	125 (18.0%)	4 (21.1%)		3 (30.0%)	5 (15.6%)	118 (16.9%)	38 (16.5%)	70 (28.2%)	3 (60.0%)	34 (16.3%)
火	2,183 (16.6%)	672 (16.8%)	133 (17.7%)	2 (50.0%)	37 (13.3%)	103 (15.2%)	13 (17.1%)	3 (13.0%)	5 (11.1%)	115 (16.5%)	3 (15.8%)		1 (10.0%)	4 (12.5%)	132 (18.9%)	40 (17.4%)	45 (18.1%)		36 (17.2%)
水	1,949 (14.8%)	620 (15.5%)	126 (16.8%)	1 (25.0%)	44 (15.8%)	108 (15.9%)	11 (14.5%)	6 (26.1%)	8 (17.8%)	90 (12.9%)	6 (31.6%)	3 (60.0%)		8 (25.0%)	113 (16.2%)	28 (12.2%)	30 (12.1%)		38 (18.2%)
木	1,891 (14.4%)	584 (14.6%)	106 (14.1%)		35 (12.5%)	95 (14.0%)	13 (17.1%)	2 (8.7%)	2 (4.4%)	100 (14.4%)	4 (21.1%)	1 (20.0%)	1 (10.0%)	5 (15.6%)	116 (16.6%)	32 (13.9%)	37 (14.9%)		35 (16.7%)
金	1,949 (14.8%)	596 (14.9%)	125 (16.6%)		47 (16.8%)	107 (15.8%)	13 (17.1%)	3 (13.0%)	6 (13.3%)	112 (16.1%)	2 (10.5%)	1 (20.0%)	2 (20.0%)	7 (21.9%)	88 (12.6%)	24 (10.4%)	30 (12.1%)	1 (20.0%)	28 (13.4%)
土	1,844 (14.0%)	442 (11.0%)	56 (7.4%)		32 (11.5%)	72 (10.6%)	7 (9.2%)	3 (13.0%)	6 (13.3%)	94 (13.5%)			2 (20.0%)	3 (9.4%)	75 (10.8%)	44 (19.1%)	28 (11.3%)		20 (9.6%)
日	575 (4.4%)	257 (6.4%)	27 (3.6%)		10 (3.6%)	37 (5.4%)	4 (5.3%)	1 (4.3%)	12 (26.7%)	59 (8.5%)			1 (10.0%)		55 (7.9%)	24 (10.4%)	8 (3.2%)	1 (20.0%)	18 (8.6%)
不明	110 (0.8%)																		

(第5表) 腰痛発生時間帯別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
00:01-01:00	26 (0.2%)	20 (0.5%)	4 (0.5%)			5 (0.7%)				2 (0.3%)					3 (0.4%)	4 (1.7%)			2 (1.0%)
01:01-02:00	34 (0.3%)	23 (0.6%)	3 (0.4%)		1 (0.4%)	4 (0.6%)	1 (1.3%)			6 (0.9%)					2 (0.3%)	2 (0.9%)	2 (0.8%)		2 (1.0%)
02:01-03:00	29 (0.2%)	25 (0.6%)	3 (0.4%)			9 (1.3%)			1 (2.2%)	6 (0.9%)					2 (0.3%)		3 (1.2%)		1 (0.5%)
03:01-04:00	37 (0.3%)	29 (0.7%)	2 (0.3%)			11 (1.6%)	1 (1.3%)	1 (4.3%)		6 (0.9%)					5 (0.7%)	2 (0.9%)	1 (0.4%)		
04:01-05:00	46 (0.3%)	32 (0.8%)	5 (0.7%)		2 (0.7%)	9 (1.3%)			4 (8.9%)	7 (1.0%)					5 (0.7%)				
05:01-06:00	78 (0.6%)	43 (1.1%)	5 (0.7%)		1 (0.4%)	13 (1.9%)	1 (1.3%)		6 (13.3%)	5 (0.7%)					8 (1.1%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)		
06:01-07:00	158 (1.2%)	85 (2.1%)	14 (1.9%)			24 (3.5%)			4 (8.9%)	13 (1.9%)					14 (2.0%)	4 (1.7%)	6 (2.4%)		6 (2.9%)
07:01-08:00	375 (2.8%)	159 (4.0%)	20 (2.7%)	1 (25.0%)	12 (4.3%)	46 (6.8%)	1 (1.3%)		8 (17.8%)	27 (3.9%)	1 (5.3%)				22 (3.2%)	8 (3.5%)	10 (4.0%)		2 (1.0%)
08:01-09:00	1,469 (11.2%)	439 (11.0%)	100 (13.3%)		42 (15.1%)	69 (10.2%)	9 (11.8%)	2 (8.7%)	6 (13.3%)	72 (10.4%)	4 (21.1%)	1 (20.0%)	1 (10.0%)	2 (6.3%)	50 (7.2%)	19 (8.3%)	39 (15.7%)		23 (11.0%)
09:01-10:00	2,186 (16.6%)	600 (15.0%)	125 (16.6%)		59 (21.1%)	84 (12.4%)	16 (21.1%)	6 (26.1%)	3 (6.7%)	96 (13.8%)	3 (15.8%)				1 (10.0%)	5 (15.6%)	19 (13.8%)	1 (8.3%)	31 (22.2%)
10:01-11:00	1,965 (14.9%)	582 (14.5%)	117 (15.6%)	1 (25.0%)	42 (15.1%)	69 (10.2%)	8 (10.5%)	5 (21.7%)	4 (8.9%)	101 (14.5%)	4 (21.1%)	1 (20.0%)	3 (30.0%)	3 (9.4%)	118 (16.9%)	17 (7.4%)	53 (21.4%)	1 (20.0%)	35 (16.7%)
11:01-12:00	986 (7.5%)	295 (7.4%)	45 (6.0%)		12 (4.3%)	52 (7.7%)	6 (7.9%)	3 (13.0%)		53 (7.6%)	1 (5.3%)			7 (21.9%)	7 (11.0%)	7 (3.0%)	22 (8.9%)	1 (20.0%)	9 (4.3%)
12:01-13:00	355 (2.7%)	182 (4.5%)	16 (2.1%)		3 (1.1%)	30 (4.4%)	2 (2.6%)			38 (5.5%)	1 (5.3%)		2 (20.0%)	2 (6.3%)	39 (5.6%)	25 (10.9%)	7 (2.8%)		17 (8.1%)
13:01-14:00	1,102 (8.4%)	308 (7.7%)	67 (8.9%)	2 (50.0%)	20 (7.2%)	59 (8.7%)	6 (7.9%)	3 (13.0%)	1 (2.2%)	62 (8.9%)	1 (5.3%)				52 (7.5%)	8 (3.5%)	17 (6.9%)		10 (4.8%)
14:01-15:00	1,188 (9.0%)	335 (8.4%)	65 (8.6%)		35 (12.5%)	36 (5.3%)	4 (5.3%)	2 (8.7%)	2 (4.4%)	61 (8.8%)	1 (5.3%)	1 (20.0%)		4 (12.5%)	61 (8.8%)	21 (9.1%)	20 (8.1%)	1 (20.0%)	21 (10.0%)
15:01-16:00	1,072 (8.1%)	280 (7.0%)	66 (8.8%)		21 (7.5%)	46 (6.8%)	5 (6.6%)		2 (4.4%)	53 (7.6%)				1 (10.0%)	4 (12.5%)	17 (6.3%)	3 (7.4%)	1 (12.5%)	17 (8.1%)
16:01-17:00	805 (6.1%)	200 (5.0%)	44 (5.9%)		20 (7.2%)	27 (4.0%)	8 (10.5%)	1 (4.3%)	1 (2.2%)	34 (4.9%)	1 (5.3%)	1 (20.0%)	1 (10.0%)	3 (9.4%)	27 (3.9%)	16 (7.0%)	3 (1.2%)		13 (6.2%)
17:01-18:00	351 (2.7%)	95 (2.4%)	20 (2.7%)		5 (1.8%)	17 (2.5%)	1 (1.3%)			11 (1.6%)	1 (5.3%)				22 (3.2%)	8 (3.5%)	3 (1.2%)		7 (3.3%)
18:01-19:00	181 (1.4%)	73 (1.8%)	9 (1.2%)		1 (0.4%)	13 (1.9%)	2 (2.6%)			17 (2.4%)				1 (3.1%)	19 (2.7%)	8 (3.5%)	1 (0.4%)		2 (1.0%)
19:01-20:00	129 (1.0%)	62 (1.5%)	7 (0.9%)		1 (0.4%)	16 (2.4%)	1 (1.3%)			11 (1.6%)	1 (5.3%)	1 (20.0%)			8 (1.1%)	13 (5.7%)			3 (1.4%)
20:01-21:00	113 (0.9%)	54 (1.3%)	3 (0.4%)		1 (0.4%)	15 (2.2%)	3 (3.9%)		2 (4.4%)	3 (0.4%)				1 (3.1%)	11 (1.6%)	12 (5.2%)			3 (1.4%)
21:01-22:00	70 (0.5%)	32 (0.8%)	3 (0.4%)			10 (1.5%)				5 (0.7%)					3 (0.4%)	7 (3.0%)			4 (1.9%)
22:01-23:00	53 (0.4%)	25 (0.6%)	5 (0.7%)			3 (0.4%)			1 (2.2%)	3 (0.4%)					4 (0.6%)	8 (3.5%)			1 (0.5%)
23:01-24:00	50 (0.4%)	30 (0.7%)	4 (0.5%)		1 (0.4%)	12 (1.8%)	1 (1.3%)			3 (0.4%)					5 (0.7%)	4 (1.7%)			
不明	308 (2.3%)																		

(第6表) 事業場規模別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)	
-9人	3,053 (23.2%)	775 (19.3%)	183 (24.3%)	2 (50.0%)	203 (72.8%)	65 (9.6%)	13 (17.1%)	17 (73.9%)	16 (35.6%)	142 (20.4%)	2 (10.5%)		1 (10.0%)	8 (25.0%)	19 (2.7%)	35 (15.2%)	34 (13.7%)	1 (20.0%)	34 (16.3%)	
10-49人	5,064 (38.5%)	1,507 (37.6%)	300 (39.9%)	2 (50.0%)	66 (23.7%)	321 (47.3%)	42 (55.3%)	4 (17.4%)	29 (64.4%)	269 (38.7%)	6 (31.6%)	5 (100.0%)	1 (10.0%)	10 (31.3%)	175 (25.1%)	134 (58.3%)	64 (25.8%)	3 (60.0%)	76 (36.4%)	
50-299人	3,464 (26.3%)	1,340 (33.4%)	210 (27.9%)		9 (3.2%)	243 (35.8%)	15 (19.7%)	2 (8.7%)		215 (30.9%)	5 (26.3%)		3 (30.0%)	10 (31.3%)	389 (55.8%)	49 (21.3%)	134 (54.0%)		56 (26.8%)	
300-999人	654 (5.0%)	306 (7.6%)	42 (5.6%)		1 (0.4%)	21 (3.1%)	5 (6.6%)			65 (9.4%)	5 (26.3%)		4 (40.0%)	2 (6.3%)	105 (15.1%)	8 (3.5%)	15 (6.0%)	1 (20.0%)	32 (15.3%)	
1,000人-	512 (3.9%)	80 (2.0%)	17 (2.3%)			29 (4.3%)	1 (1.3%)			4 (0.6%)	1 (5.3%)		1 (10.0%)	2 (6.3%)	9 (1.3%)	4 (1.7%)	1 (0.4%)		11 (5.3%)	
不明	419 (3.2%)																			

(第7表) 被災労働者性別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
男性	11,252 (85.5%)	2,687 (67.0%)	620 (82.4%)	4 (100.0%)	275 (98.6%)	623 (91.8%)	64 (84.2%)	17 (73.9%)	42 (93.3%)	388 (55.8%)	11 (57.9%)	5 (100.0%)	8 (80.0%)	10 (31.3%)	141 (20.2%)	131 (57.0%)	211 (85.1%)	2 (40.0%)	135 (64.6%)
女性	1,914 (14.5%)	1,321 (33.0%)	132 (17.6%)		4 (1.4%)	56 (8.2%)	12 (15.8%)	6 (26.1%)	3 (6.7%)	307 (44.2%)	8 (42.1%)		2 (20.0%)	22 (68.8%)	556 (79.8%)	99 (43.0%)	37 (14.9%)	3 (60.0%)	74 (35.4%)

(第8表) 被災労働者年齢別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
-19歳	231 (1.8%)	48 (1.2%)	8 (1.1%)		2 (0.7%)	2 (0.3%)	3 (3.9%)	1 (4.3%)	2 (4.4%)	15 (2.2%)					7 (1.0%)	3 (1.3%)	2 (0.8%)		3 (1.4%)
20-24歳	1,140 (8.7%)	405 (10.1%)	66 (8.8%)		27 (9.7%)	27 (4.0%)	10 (13.2%)	1 (4.3%)	2 (4.4%)	96 (13.8%)		1 (20.0%)	2 (20.0%)	4 (12.5%)	95 (13.6%)	45 (19.6%)	9 (3.6%)		20 (9.6%)
25-29歳	1,537 (11.7%)	669 (16.7%)	107 (14.2%)		56 (20.1%)	88 (13.0%)	13 (17.1%)	1 (4.3%)	6 (13.3%)	104 (15.0%)	4 (21.1%)	3 (60.0%)	2 (20.0%)	6 (18.8%)	156 (22.4%)	59 (25.7%)	19 (7.7%)	1 (20.0%)	44 (21.1%)
30-34歳	1,569 (11.9%)	685 (17.1%)	127 (16.9%)		47 (16.8%)	157 (23.1%)	11 (14.5%)	2 (8.7%)	6 (13.3%)	118 (17.0%)	5 (26.3%)		2 (20.0%)	5 (15.6%)	82 (11.8%)	32 (13.9%)	51 (20.6%)	1 (20.0%)	39 (18.7%)
35-39歳	2,067 (15.7%)	582 (14.5%)	125 (16.6%)	1 (25.0%)	35 (12.5%)	122 (18.0%)	18 (23.7%)	3 (13.0%)	5 (11.1%)	96 (13.8%)	1 (5.3%)		3 (30.0%)	7 (21.9%)	80 (11.5%)	23 (10.0%)	37 (14.9%)	1 (20.0%)	25 (12.0%)
40-44歳	1,900 (14.4%)	437 (10.9%)	90 (12.0%)		21 (7.5%)	74 (10.9%)	9 (11.8%)	4 (17.4%)	5 (11.1%)	69 (9.9%)	2 (10.5%)	1 (20.0%)		3 (9.4%)	91 (13.1%)	12 (5.2%)	33 (13.3%)	1 (20.0%)	22 (10.5%)
45-49歳	1,725 (13.1%)	361 (9.0%)	72 (9.6%)		24 (8.6%)	55 (8.1%)	7 (9.2%)	3 (13.0%)	2 (4.4%)	62 (8.9%)	3 (15.8%)			2 (6.3%)	75 (10.8%)	20 (8.7%)	21 (8.5%)		15 (7.2%)
50-54歳	1,454 (11.0%)	347 (8.7%)	64 (8.5%)		21 (7.5%)	70 (10.3%)	2 (2.6%)	1 (4.3%)	5 (11.1%)	68 (9.8%)	1 (5.3%)			2 (6.3%)	55 (7.9%)	20 (8.7%)	22 (8.9%)		16 (7.7%)
55-59歳	996 (7.6%)	289 (7.2%)	48 (6.4%)	3 (75.0%)	31 (11.1%)	57 (8.4%)	3 (3.9%)	2 (8.7%)	3 (6.7%)	45 (6.5%)	2 (10.5%)		1 (10.0%)	2 (6.3%)	41 (5.9%)	11 (4.8%)	23 (9.3%)	1 (20.0%)	16 (7.7%)
60-64歳	395 (3.0%)	134 (3.3%)	33 (4.4%)		12 (4.3%)	24 (3.5%)		1 (4.3%)	7 (15.6%)	14 (2.0%)	1 (5.3%)				11 (1.6%)	5 (2.2%)	22 (8.9%)		4 (1.9%)
65歳	152 (1.2%)	51 (1.3%)	12 (1.6%)		3 (1.1%)	3 (0.4%)		4 (17.4%)	2 (4.4%)	8 (1.2%)				1 (3.1%)	4 (0.6%)		9 (3.6%)		5 (2.4%)

(第9表) 被災労働者経験年数別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
1年未満	2,061 (15.7%)	842 (21.0%)	179 (23.8%)		26 (9.3%)	77 (11.3%)	22 (28.9%)	3 (13.0%)	8 (17.8%)	167 (24.0%)	2 (10.5%)		2 (20.0%)	12 (37.5%)	171 (24.5%)	70 (30.4%)	47 (19.0%)	2 (40.0%)	54 (25.8%)
1-3年未満	2,210 (16.8%)	887 (22.1%)	146 (19.4%)	1 (25.0%)	30 (10.8%)	122 (18.0%)	21 (27.6%)	9 (39.1%)	7 (15.6%)	193 (27.8%)	3 (15.8%)	3 (60.0%)	3 (30.0%)	4 (12.5%)	179 (25.7%)	62 (27.0%)	46 (18.5%)	1 (20.0%)	57 (27.3%)
3-5年未満	1,514 (11.5%)	537 (13.4%)	94 (12.5%)		32 (11.5%)	75 (11.0%)	9 (11.8%)	1 (4.3%)	7 (15.6%)	103 (14.8%)	4 (21.1%)	1 (20.0%)		2 (6.3%)	115 (16.5%)	33 (14.3%)	22 (8.9%)	1 (20.0%)	38 (18.2%)
5-10年未満	2,391 (18.2%)	735 (18.3%)	134 (17.8%)		51 (18.3%)	151 (22.2%)	8 (10.5%)	3 (13.0%)	10 (22.2%)	124 (17.8%)	2 (10.5%)		2 (20.0%)	5 (15.6%)	130 (18.7%)	36 (15.7%)	45 (18.1%)	1 (20.0%)	33 (15.8%)
10年以上	4,460 (33.9%)	1,007 (25.1%)	199 (26.5%)	3 (75.0%)	140 (50.2%)	254 (37.4%)	16 (21.1%)	7 (30.4%)	13 (28.9%)	108 (15.5%)	8 (42.1%)	1 (20.0%)	3 (30.0%)	9 (28.1%)	102 (14.6%)	29 (12.6%)	88 (35.5%)		27 (12.9%)
不明	530 (4.0%)																		

(第10表) 休業見込日数別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)	
7日以下	1,974 (15.0%)	759 (18.9%)	141 (18.8%)	1 (25.0%)	31 (11.1%)	104 (15.3%)	15 (19.7%)	3 (13.0%)	6 (13.3%)	147 (21.2%)	5 (26.3%)	1 (20.0%)	5 (50.0%)	11 (34.4%)	142 (20.4%)	40 (17.4%)	66 (26.6%)	3 (60.0%)	38 (18.2%)	
8-14日	3,949 (30.0%)	1,156 (28.8%)	238 (31.6%)	1 (25.0%)	58 (20.8%)	190 (28.0%)	22 (28.9%)	7 (30.4%)	11 (24.4%)	194 (27.9%)	3 (15.8%)		4 (40.0%)	8 (25.0%)	207 (29.7%)	75 (32.6%)	79 (31.9%)	1 (20.0%)	58 (27.8%)	
15-21日	2,276 (17.3%)	532 (13.3%)	103 (13.7%)	1 (25.0%)	46 (16.5%)	75 (11.0%)	7 (9.2%)	3 (13.0%)	9 (20.0%)	79 (11.4%)	2 (10.5%)	1 (20.0%)	1 (10.0%)	6 (18.8%)	100 (14.3%)	36 (15.7%)	34 (13.7%)		29 (13.9%)	
22-28日	488 (3.7%)	137 (3.4%)	18 (2.4%)		10 (3.6%)	26 (3.8%)	1 (1.3%)		1 (2.2%)	28 (4.0%)	1 (5.3%)				30 (4.3%)	7 (3.0%)	7 (2.8%)		8 (3.8%)	
29日以上	4,302 (32.7%)	1,424 (35.5%)	252 (33.5%)	1 (25.0%)	134 (48.0%)	284 (41.8%)	31 (40.8%)	10 (43.5%)	18 (40.0%)	247 (35.5%)	8 (42.1%)	3 (60.0%)		7 (21.9%)	218 (31.3%)	72 (31.3%)	62 (25.0%)	1 (20.0%)	76 (36.4%)	
不明	177 (1.3%)																			

(第 11 表) 傷病分類別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
捻挫	6,823 (51.8%)	1,296 (32.3%)	221 (29.4%)	2 (50.0%)	92 (33.0%)	223 (32.8%)	28 (36.8%)	8 (34.8%)	15 (33.3%)	212 (30.5%)	4 (21.1%)	1 (20.0%)	3 (30.0%)	9 (28.1%)	204 (29.3%)	63 (27.4%)	138 (55.6%)	5 (100.0%)	68 (32.5%)
ぎっくり腰	3,313 (25.2%)	1,472 (36.7%)	295 (39.2%)		102 (36.6%)	232 (34.2%)	32 (42.1%)	6 (26.1%)	12 (26.7%)	273 (39.3%)	6 (31.6%)	1 (20.0%)	4 (40.0%)	11 (34.4%)	255 (36.6%)	91 (39.6%)	78 (31.5%)		74 (35.4%)
椎間板ヘルニア	1,182 (9.0%)	763 (19.0%)	146 (19.4%)	2 (50.0%)	55 (19.7%)	130 (19.1%)	11 (14.5%)	7 (30.4%)	12 (26.7%)	143 (20.6%)	3 (15.8%)	1 (20.0%)	3 (30.0%)	6 (18.8%)	144 (20.7%)	50 (21.7%)	16 (6.5%)		34 (16.3%)
その他	1,685 (12.8%)	477 (11.9%)	90 (12.0%)		30 (10.8%)	94 (13.8%)	5 (6.6%)	2 (8.7%)	6 (13.3%)	67 (9.6%)	6 (31.6%)	2 (40.0%)		6 (18.8%)	94 (13.5%)	26 (11.3%)	16 (6.5%)		33 (15.8%)
不明	163 (1.2%)																		

(第 12 表) 単独・共同作業別、業種別集計結果表

	前回調査 (n=13,166)	全産業 (n=4,008)	1 製造業 (n=752)	2 鉱業 (n=4)	3 建設業 (n=279)	4 運輸交通 (n=679)	5 貨物取扱 (n=76)	6 農林業 (n=23)	7 畜産水産 (n=45)	8 商業 (n=695)	9 金融広告 (n=19)	10 映画演劇 (n=5)	11 通信業 (n=10)	12 教育研究 (n=32)	13 保健衛生 (n=697)	14 接客娯楽 (n=230)	15 清掃と畜 (n=248)	16 官公署 (n=5)	17 その他 (n=209)
単独作業	12,116 (92.0%)	3,692 (92.1%)	692 (92.0%)	3 (75.0%)	257 (92.1%)	636 (93.7%)	70 (92.1%)	22 (95.7%)	45 (100.0%)	663 (95.4%)	18 (94.7%)	5 (100.0%)	10 (100.0%)	30 (93.8%)	585 (83.9%)	221 (96.1%)	239 (96.4%)	5 (100.0%)	191 (91.4%)
共同作業	1,007 (7.6%)	316 (7.9%)	60 (8.0%)	1 (25.0%)	22 (7.9%)	43 (6.3%)	6 (7.9%)	1 (4.3%)		32 (4.6%)	1 (5.3%)			2 (6.3%)	112 (16.1%)	9 (3.9%)	9 (3.6%)		18 (8.6%)
不明	43 (0.3%)																		

(第13表) 被災場所別、業種別集計結果表

	全 産 業 (n=4,008)	1 製 造 業 (n=752)	2 鉱 業 (n=4)	3 建 設 業 (n=279)	4 運 輸 交 通 (n=679)	5 貨 物 取 扱 (n=76)	6 農 林 業 (n=23)	7 畜 産 水 産 (n=45)	8 商 業 (n=695)	9 金 融 廣 告 (n=19)	10 映 画 演 劇 (n=5)	11 通 信 業 (n=10)	12 教 育 研 究 (n=32)	13 保 健 衛 生 (n=697)	14 接 客 娛 楽 (n=230)	15 清 掃 と 畜 (n=248)	16 官 公 署 (n=5)	17 そ の 他 (n=209)
事業場内	2,743 (68.4%)	670 (89.1%)	3 (75.0%)	246 (88.2%)	156 (23.0%)	44 (57.9%)	9 (39.1%)	32 (71.1%)	539 (77.6%)	16 (84.2%)	2 (40.0%)	5 (50.0%)	27 (84.4%)	585 (83.9%)	221 (96.1%)	62 (25.0%)	3 (60.0%)	123 (58.9%)
事業場外	1,265 (31.6%)	82 (10.9%)	1 (25.0%)	33 (11.8%)	523 (77.0%)	32 (42.1%)	14 (60.9%)	13 (28.9%)	156 (22.4%)	3 (15.8%)	3 (60.0%)	5 (50.0%)	5 (15.6%)	112 (16.1%)	9 (3.9%)	186 (75.0%)	2 (40.0%)	86 (41.1%)

(第14表) 取扱い対象・腰痛発生時動作別、業種別集計結果表

	全 産 業 (n=4,008)	1 製 造 業 (n=752)	2 鉱 業 (n=4)	3 建 設 業 (n=279)	4 運 輸 交 通 (n=679)	5 貨 物 取 扱 (n=76)	6 農 林 業 (n=23)	7 畜 産 水 産 (n=45)	8 商 業 (n=695)	9 金 融 廣 告 (n=19)	10 映 画 演 劇 (n=5)	11 通 信 業 (n=10)	12 教 育 研 究 (n=32)	13 保 健 衛 生 (n=697)	14 接 客 娛 楽 (n=230)	15 清 掃 と 畜 (n=248)	16 官 公 署 (n=5)	17 そ の 他 (n=209)		
人	644 (16.1%)	1 (0.1%)			22 (3.2%)				5 (0.7%)		1 (20.0%)		10 (31.3%)	582 (83.5%)		4 (1.6%)	3 (60.0%)	16 (7.7%)		
荷	下→上 (能動)	1,598 (39.9%)	357 (47.5%)		135 (48.4%)	311 (45.8%)	36 (47.4%)	11 (47.8%)	5 (11.1%)	340 (48.9%)	8 (42.1%)	2 (40.0%)	7 (70.0%)	4 (12.5%)	37 (5.3%)	133 (57.8%)	118 (47.6%)	1 (20.0%)	93 (44.5%)	
	上→下 (能動)	309 (7.7%)	60 (8.0%)		17 (6.1%)	96 (14.1%)	5 (6.6%)	1 (4.3%)	83 (11.9%)	3 (15.8%)	1 (20.0%)	1 (10.0%)	1 (3.1%)	4 (0.6%)	13 (5.7%)	7 (2.8%)			17 (8.1%)	
	前後左右 (能動)	689 (17.2%)	186 (24.7%)	1 (25.0%)	49 (17.6%)	122 (18.0%)	16 (21.1%)	2 (8.7%)	10 (22.2%)	151 (21.7%)	5 (26.3%)	1 (20.0%)		5 (15.6%)	21 (3.0%)	34 (14.8%)	48 (19.4%)			38 (18.2%)
	不動 (能動)	107 (2.7%)	29 (3.9%)		6 (2.2%)	17 (2.5%)	7 (9.2%)		1 (2.2%)	16 (2.3%)					2 (0.3%)	6 (2.6%)	15 (6.0%)	1 (20.0%)	7 (3.3%)	
	制動 (受動)	61 (1.5%)	7 (0.9%)		6 (2.2%)	17 (2.5%)	4 (5.3%)	1 (4.3%)	1 (2.2%)	12 (1.7%)	1 (5.3%)			1 (3.1%)	2 (0.3%)	3 (1.3%)	3 (1.2%)			3 (1.4%)
その他	600 (15.0%)	112 (14.9%)	3 (75.0%)	66 (23.7%)	94 (13.8%)	8 (10.5%)	8 (34.8%)	28 (62.2%)	88 (12.7%)	2 (10.5%)		2 (20.0%)	11 (34.4%)	49 (7.0%)	41 (17.8%)	53 (21.4%)			35 (16.7%)	

Ⅱ. 社会福祉施設における腰痛集計結果表

(第1表) 社会福祉施設における月別、被災場所別集計結果表

災 害 発生月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	[労働人口1万人 対発症率]
件数	23 (5.7%)	24 (5.9%)	32 (7.9%)	34 (8.4%)	42 (10.3%)	42 (10.3%)	33 (8.1%)	45 (11.1%)	41 (10.1%)	39 (9.6%)	27 (6.6%)	25 (6.1%)	407 (100.0%)	[3.3]
うち、 事業場外	3 (3.8%)	3 (3.8%)	8 (10.0%)	8 (10.0%)	4 (5.0%)	9 (11.3%)	5 (6.3%)	11 (13.8%)	10 (12.5%)	9 (11.3%)	5 (6.3%)	5 (6.3%)	80 (100.0%)	

(第2表) 次頁

(第3表) 社会福祉施設における人を対象とする取扱い動作による腰痛に係る単独作業又は共同作業の別、移乗又は移乗以外の別集計結果表

	単独	共同	合計	合計 (保育を除く)
移 乗	172 (50.0%)	52 (15.1%)	224 (65.1%)	224 (70.0%)
移乗以外	116 (33.7%)	4 (1.2%)	120 (34.9%)	96 (30.0%)
合 計	288 (83.7%)	56 (16.3%)	344 (100.0%)	320 (100.0%)

(第2表) 社会福祉施設における人を対象とする取扱い動作による腰痛に係る被災場所別、単独作業又は共同作業の別、
移乗又は移乗以外の別、介護の種類別集計結果表

被災場所	単独作業又は 共同作業の別	移乗又は移 乗以外の別	介護の種類					保 育	小 計	
			食 事	入 浴	排せつ	おむつ交換	その他 (移乗以外)			その他 (移乗)
(n=344) [100.0%]			(n=22) (6.4%)	(n=88) (25.6%)	(n=49) (14.2%)	(n=20) (5.8%)	(n=41) (11.9%)	(n=100) (29.1%)	(n=24) (7.0%)	(n=344) (100.0%)
事業場内	単 独 (n=235) <85.5%>	移 乗	10	36	18	6		69		139
		移乗以外	7	14	11	12	28		24	96
	共 同 (n=40) <14.5%>	移 乗	4	13	5	1		14		37
		移乗以外	0	1	1	0	1		0	3
	(n=275) [79.9%]	小 計 (n=275) <100.0%>		21 【7.6%】	64 【23.3%】	35 【12.7%】	19 【6.9%】	29 【10.5%】	83 【30.2%】	24 【8.7%】
事業場外	単 独 (n=53) <76.8%>	移 乗	1	6	12	0		14		33
		移乗以外	0	6	1	1	12		0	20
	共 同 (n=16) <23.2%>	移 乗	0	11	1	0		3		15
		移乗以外	0	1	0	0	0		0	1
	(n=69) [20.1%]	小 計 (n=69) <100.0%>		1 【1.4%】	24 【34.8%】	14 【20.3%】	1 【1.4%】	12 【17.4%】	17 【24.6%】	0 【0.0%】

(第4表) 社会福祉施設における人を対象とする取扱い動作による腰痛のうち、保育中であったものの態様別集計結果表

態 様	抱え上げる	体当たりされる、飛び乗られる		合 計
			うち、後方から	
件 数	13 (54.2%)	11 (45.8%)	8 (33.3%)	24 (100.0%)

(第5表) 次頁

(第6表) 集計結果表(第5表)のうち発生件数が10件を超えるものに係る、腰痛発生時の被災労働者の立ち位置、要介護者の支持部位別集計結果表

単独作業 又は共同 作業の別	移乗元	移乗先	合計	立ち位置										
				支える部位										
				正面 背/背	正面 腰/腰	側面 頭/背	側面 頭/腰	側面 背/背	側面 背/腰	側面 背/膝	側面 膝/足	背面 胸/胸	背面 背/背	その他
単独	ベッド	車いす	46 (100.0%)	22 (47.8%)	3 (6.5%)	2 (4.3%)	2 (4.3%)	2 (4.3%)	2 (4.3%)	2 (4.3%)	(0.0%)	2 (4.3%)	(0.0%)	9 (19.6%)
単独	車いす	ベッド	31 (100.0%)	16 (51.6%)	1 (3.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	3 (9.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	11 (35.5%)
単独	車いす	車いす	18 (100.0%)	7 (38.9%)	3 (16.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (5.6%)	(0.0%)	1 (5.6%)	(0.0%)	6 (33.3%)
共同	車いす	ベッド	13 (100.0%)	1 (7.7%)	(0.0%)	2 (15.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	1 (7.7%)	5 (38.5%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)

(第5表) 社会福祉施設における人を対象とする取扱い動作による腰痛のうち移乗作業によるものに係る移乗元・先別、
単独作業又は共同作業別集計結果表

		移 乗 先						移乗元別計
		ベッド	車いす	浴 槽	床	トイレ	その他	
移 乗 元	ベッド	5 (単 1、共 4)	53 (単 46、共 7)	5 (単 2、共 3)	0	7 (単 7、共 0)	3 (単 3、共 0)	73 (32.6%)
	車いす	44 (単 31、共 13)	19 (単 18、共 1)	1 (単 1、共 0)	2 (単 0、共 2)	8 (単 5、共 3)	8 (単 8、共 0)	82 (36.6)
	浴 槽	3 (単 0、共 3)	4 (単 3、共 1)	0	0	0	14 (単 10、共 4)	21 (9.4%)
	床	1 (単 1、共 0)	11 (単 10、共 1)	2 (単 0、共 2)	1 (単 1、共 0)	6 (単 5、共 1)	4 (単 4、共 0)	25 (11.2%)
	トイレ	2 (単 2、共 0)	5 (単 4、共 1)	0	0	0	0	7 (3.1%)
	その他	2 (単 0、共 2)	9 (単 6、共 3)	1 (単 0、共 1)	0	4 (単 4、共 0)	0	16 (7.1%)
	移乗先別計	57 (25.4%)	101 (45.1%)	9 (4.0%)	3 (1.3%)	25 (11.2%)	29 (12.9%)	224 (100.0%)

5 介護作業者の腰痛予防対策のチェックリストについて

事務連絡
平成 21 年 4 月 9 日

都道府県労働局長
労働基準部労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

介護作業者の腰痛予防対策のチェックリストについて

職場における腰痛予防対策については、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策について」により、当該業務従事者に対する腰痛予防対策を示し、その指導に努めてきたところである。

今般、介護作業者の腰痛予防対策の推進を図るため、中央労働災害防止協会への委託事業により「介護作業者の腰痛予防対策のチェックリスト」を作成したところであるので、各局においては、関係事業者に対する指導等において活用されたい。

なお、関係業界団体等に対しては、別添により要請等を行っているので、了知されたい。おって、腰痛予防対策のチェックリストについては、印刷が出来次第、別途送付予定であるので、併せて了知されたい。

別添

基安労発第 0409001 号

平成 21 年 4 月 9 日

別紙の関係団体の長 へ

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

介護作業者の腰痛予防対策のチェックリストについて

日頃より、労働衛生行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、腰痛は業務上疾病発生件数の約 6 割を占めるとともに、近年増加する傾向にあり、また、介護サービス職場を含む保健衛生業において大半が発生しているなど、介護作業員などの腰痛予防対策の充実が重要な課題となっています。

これらを踏まえて、厚生労働省においては、介護作業員の腰痛予防対策の一層の充実を図るため、中央労働災害防止協会への委託事業により「介護作業員の腰痛予防対策のチェックリスト」を作成したところです。

貴団体におかれましても、本チェックリストを活用した腰痛予防対策の推進について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、腰痛予防対策のチェックリストについては、印刷が出来次第、別途送付させていただきます。

介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト

★チェックをする前に必ずお読みください。

〔目的〕

この「介護作業者の腰痛対策チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）は、「危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）」の手法を踏まえて、介護作業において腰痛を発生させる直接的又は間接的なリスクを見つけ出し、リスク低減対策のための優先度を決定、対策を講じ、介護作業者の腰痛を予防することを目的としています。

〔対象・チェックリストの活用〕

チェックリストの記入者は、介護作業に従事する方です。自分自身の作業内容や作業環境をチェックすることで、腰痛を引き起こすリスクを明確にすることができます。

チェックリストを職場全体で実施することにより、他の作業者が感じたリスクについても情報が得られ、リスクに対する共通の認識を持つこともできます。

また、事業者はチェックリストの結果を踏まえ、優先順位を決めるとともに、リスク低減のための対策を講じることが必要です。

さらにリスク低減対策を検討するための参考として対策例を掲載しています。

〔内容・使用手順〕

チェックリストは、「リスクの見積り」と「チェックリスト」の本体から成ります。

「チェックリスト」の本体への記入は、「リスクの見積り」に記載された評価の基準を目安にします。「チェックリスト本体のリスクの見積り」欄の該当する評価に○印をつけ、それぞれの介護作業の「リスク」を決定します。「リスクの見積り」は、評価の例として掲載しています。

【チェックリストの本体への記入】

1. 該当する介護サービスの□にチェック（レ）を入れてください。
2. 行っている介助作業の□にチェック（レ）を入れてください。該当する介助作業がない場合は、「その他」の項目に作業内容を書き込んで使用してください。
3. 「リスクの見積り」の該当する評価に○を付けてください。

「リスク」は、その評価の一例として「リスクの見積り」において、a 評価が2個以上で「高」、a 評価が1個含まれるか又は全てb 評価で「中」、b と c の評価の組み合わせ又は全てc 評価で「小」としています。該当するものに○を付けてください。

〈チェックリスト記入例〉

②介助作業	具体的な作業内容	③リスクの見積り				
		作業姿勢	重量負荷	頻度／作業時間	作業環境	リスク
□着衣時の移乗作業	ベッド⇔車椅子	a. 不良	a. 大	a. 頻繁	a.問題あり	高
	ベッド⇔ポータブルトイレ	b. やや不良	b. 中	b. 時々	b. やや問題	中
	車椅子⇔便座 車椅子⇔椅子	c. 良	c. 小	c. ほぼなし	c. 問題なし	低
	などの移乗介助					

〔事業者の皆様へ〕

1 介護作業者の皆様へ配布する際の留意事項

チェックリストの氏名などの記入欄には職場名や氏名などの基本事項のほか、身長、体重、年齢などの個人情報を含む記入欄を設けていますが、必ずしも全てを記入していただく必要はありません。これらは介護作業における腰痛対策を推進する際、必要に応じて記入していただくために設けています。

介護作業者の皆様へチェックリストを配布する際は、使用目的を明確にし、記入すべき記入欄について理解を得ていただくよう配慮してください。

2 腰痛予防を推進するための対策について

介護作業者の腰痛予防を進めるため、「職場における腰痛予防対策指針―抜粋―」を添付いたしましたので、対策を推進する際の資料としてご活用ください。